

■意見に対する回答

| NO | 資料名      | タイトル              | 箇所 |     |    |     |     |    |      | 内容   | 回答   |
|----|----------|-------------------|----|-----|----|-----|-----|----|------|--|--|
|    |          |                   | 頁  | ローマ | 数  | (数) | (数) | カナ | (カナ) |  |  |
| 1  | 実施方針     | 入札説明書等に関する官民対話の実施 | 10 | III | 4  | (6) |     |    |      | 官民対話時に「美術館見学会を合わせて実施する」とありますが、本件は改修工事ということもあり、元施工会社が最も本建物を熟知していると考えられるため、公平性をきたすためにも、官民対話時とは別に2月に現地見学会を行っていただきたい。            | 本回答の公表後、随時、現地調査の機会を設けますので、現地調査を希望される場合は、事前に連絡をお願いいたします。                                |
| 2  | 実施方針     | 入札説明等に関する官民対話の実施  | 10 | III | 4  | (6) |     |    |      | 美術館見学会を実施していただける際に、図面等の閲覧もお願いできますでしょうか。また可能であれば、これより早い時期での図面閲覧の機会をご検討ください。   | 本回答の公表後、随時、現地調査の機会を設けますので、現地調査を希望される場合は、事前に連絡をお願いいたします。なお、図面につきましては、入札公告後の閲覧を予定しております。 |
| 3  | 要求水準書(案) | 維持管理業務報告書         | 11 | II  | 4  | (4) | ②   | イ  |      | 年間業務報告書を事業年度終了後10開庁日以内に提出することですが、スケジュール的に厳しいと思いますので再検討をお願いできますでしょうか。   | ご意見として承ります。  |
| 4  | 要求水準書(案) | 事業期間終了時における施設のあり方 | 16 | II  | 8  | (1) |     |    |      | 事業期間終了後少なくとも1年間は消耗部品の取り替えだけを行うことにより、事業期間中と同様の維持管理が可能な状態とすることとありますが、今回躯体は事業対象外となっており、躯体に起因する施設水準については適用除外とすることをお認め頂けませんでしょうか。 | 検討し、入札公告時にお示しします。  |
| 5  | 要求水準書(案) | 事業者が加入すべき保険       | 18 | II  | 11 | (1) |     |    |      | 事業者が自主的に収蔵品に保険を付保することを検討する場合、収蔵品についての情報開示がないと費用の積算が困難と考えます。収蔵品のリスト等の開示をご検討頂けませんでしょうか。  | 検討し、入札公告時にお示しします。  |

■意見に対する回答

| NO | 資料名          | タイトル                         | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容   | 回答                              |
|----|--------------|------------------------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|--|---------------------------------|
|    |              |                              | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |  |                                 |
| 6  | 要求水準書<br>(案) | 「業務要求水準書<br>(案)」建築設備への配<br>慮 | 20 | III | 1 | (2) | ③   |    |      | 躯体以外の内装材の全面撤去とありますが、改修工事の場合、現状長尺塩ビシートなどの床仕上げ部分にタイルカーペットなどを施工する場合、元の仕上げ材は撤去せず既存仕上げの上に施工する方が、元の躯体を痛めないケースもあるので、現状仕上げの撤去については提案としていただきたい。 | ご意見として承ります。                     |
| 7  | 要求水準書<br>(案) | レストラン・カフェ・ショッ<br>プ           |    |     |   |     |     |    |      | 立地、対象を鑑みると収益事業とするには難しく、縮小均衡に陥ることなく、一定のクオリティを保つためには市民サービス事業として捉えることが妥当と思量いたします。したがって、目的外使用料の免除を求めます。                                    | ご意見として承ります。                     |
| 8  | 要求水準書<br>(案) | 業務要求水準書<br>添付書類              |    |     |   |     |     |    |      | 収蔵庫の計画を行う上で、想定されている各収蔵庫の収蔵品リストをいただきたい。   | ご意見として承ります。                     |
| 9  | 要求水準書<br>(案) | 要求水準書<br>添付資料                |    |     |   |     |     |    |      | 公平性をきたすためにも、本建物の確認申請図書、建築、構造、電気、機械、衛生全ての竣工図、収蔵庫Fの改修図面をいただきたい。  | 改修図面等につきましては、入札公告後の閲覧を予定しております。 |

■質問に対する回答

| NO | 資料名  | タイトル       | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容  | 回答                |
|----|------|------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|---|-------------------|
|    |      |            | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |   |                   |
| 1  | 実施方針 | 本事業の目的     | 1  | I   | 1 | (3) |     |    |      | 収蔵品について、「購入も含めた収蔵品は1万5千点を超える」とありますが、収蔵品のリスト及び取得価格等は開示いただけますでしょうか。   | 検討し、入札公告時にお示しします。 |
| 2  | 実施方針 | 事業の内容      | 2  | I   | 1 | (6) | ④   | ア  | (ア)  | 事業者が行う主な業務に「事前調査業務及びその関連業務」がありますが、3頁⑤ア(ア)の市が行う業務にも同様の業務があります。業務の区分けをご教示ください。  | 入札公告時にお示しします。     |
| 3  | 実施方針 | 事業方式       | 2  | I   | 1 | (6) | ②   |    |      | 総事業費の上限価格を提示願います。未定の場合は提示可能な時期をご教示ください。   | 入札公告時にお示しします。     |
| 4  | 実施方針 | 市が行う業務     | 3  | I   | 1 | (6) | ⑤   | ア  | (ア)  | 市が行う業務で「(ア)事前調査業務及び関連業務」と記載ございます。この業務の一環として、現地調査による改修範囲の選定、完成イメージについて関係者へヒアリング等を実施されたと思われます。入札公告時点でこうした情報も開示されるとの理解で宜しいでしょうか？ | 入札公告時にお示しします。     |
| 5  | 実施方針 | 開館準備に関する業務 | 3  | I   | 1 | (6) | ④   | イ  | (オ)  | 収蔵品等情報システムの開発が業務として求められています。現時点で収蔵品のデータ整備はどの程度まで成されているのでしょうか。また、現時点でどの程度の業務内容を想定しておられるのかご教示願えませんか。                            | 入札公告時にお示しします。     |

■質問に対する回答

| NO | 資料名  | タイトル       | 箇所 |     |   |     |   |    |            | 内容   | 回答   |
|----|------|------------|----|-----|---|-----|---|----|------------|--|--|
|    |      |            | 頁  | ローマ | 数 | (数) | ⑥ | カナ | (カナ)       |  |  |
| 6  | 実施方針 | 事業者の収入     | 3  | I   | 1 | (6) | ⑥ | エ  |            | 市が販売を委託する図録、所蔵作品に係る商品等について、事業者に一定の販売手数料を支払うとありますが、現時点でどの程度の手数料を想定しておられますでしょうか。 | 要求水準書(案)P93をご参照ください。   |
| 7  | 実施方針 | 維持管理に関する業務 | 3  |     |   |     |   | ウ  | (オ)<br>(キ) | 事業者が行う業務と、市が行う業務の両方に同じ項目がありますが、区別はどのようになりますか。                                  | 要求水準書(案)をご参照ください。  |
| 8  | 実施方針 | 維持管理に関する業務 | 3  | I   | 1 | (6) | ④ | ウ  |            | 積算に際し参考とさせていただきたいので、市から委託している業務について提示願います(委託業務名、契約先、過去3年分の各業務の委託費)。            | リニューアル後に必要となる委託業務は事業者提案となるため、現在の委託業務については添付資料として取扱いませ<br>ん。<br>ただし、本回答の公表後から美術館運営課において閲覧は可能とします。事前連絡の上ご来館ください。なお、閲覧対象は、施設管理に関するもので直近1年分とします。 |
| 9  | 実施方針 | 維持管理に関する業務 | 3  | I   | 1 | (6) | ④ | ウ  |            | 積算に際し参考とさせていただきたいので、市から委託している各委託業務に関する実施項目、仕様、頻度について提示願います。                    | 質問No.8をご参照ください。  |
| 10 | 実施方針 | 事業者の収入     | 4  | I   | 1 | (6) | ⑥ | イ  |            | 各年度における開館準備業務完了後に一括で支払うとありますが、平準化して支払われるのではなく、各年度毎に必要な費用が支払われるとのことでよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |

■質問に対する回答

| NO | 資料名  | タイトル         | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容   | 回答  |
|----|------|--------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|--|---|
|    |      |              | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |  |   |
| 11 | 実施方針 | 事業者の収入       | 4  |     |   |     | ⑥   | ウ  |      | 維持管理・運営に係る対価は、年4回に分けて支払うとありますが、年12回にはならないのでしょうか。   | 市と事業者双方の事務省力化の観点から年4回の支払とされています。  |
| 12 | 実施方針 | 落札者の決定       | 8  | Ⅲ   | 2 | (3) |     |    |      | 応募企業が1社の場合、選定の基準に適合していれば落札するのでしょうか。  | 入札公告時にお示します。  |
| 13 | 実施方針 | 予定価格         | 8  | Ⅲ   | 2 | (2) |     |    |      | 入札公告時には、総事業費及び内訳を予定価格として公表していただけるとの理解でよろしいでしょうか。   | 予定価格は公表しますが、内訳は公表しません。  |
| 14 | 実施方針 | 募集及び選定スケジュール | 9  | Ⅲ   | 3 |     |     |    |      | 改修の計画提案のための現地状況確認(現況の改修必要程度、必要範囲等の確認)の機会は設けられないのでしょうか？<br>現状に即した低廉な提案計画をするためにも必要と思われます。十分な期間と出来る限りの調査範囲の確保をお願いいたします。 | 本回答の公表後、随時、現地調査の機会を設けますので、現地調査を希望される場合は、事前に連絡をお願いいたします。                                 |
| 15 | 実施方針 | 入札参加者の構成と定義  | 11 | Ⅲ   | 5 | (1) |     |    |      | 構成員とならなければいけない条件はありますか。本事業の場合、出資企業が1社というスキームも可能という理解でよろしいでしょうか。  | 前段については、提示している構成員の要件を満たしていれば結構です。後段については、ご理解の通りですが、各業務を担当する法人が対等な立場で業務を行える体制が望ましいと考えます。 |

■質問に対する回答

| NO | 資料名  | タイトル                     | 箇所 |     |    |     |     |    |      | 内容  | 回答   |
|----|------|--------------------------|----|-----|----|-----|-----|----|------|---|--|
|    |      |                          | 頁  | ローマ | 数  | (数) | (数) | カナ | (カナ) |   |  |
| 16 | 実施方針 | 個別の参加資格要件                | 13 | Ⅲ   | 13 | (2) |     |    |      | 維持管理業務、運営業務にあたる者の実績要件等がありませんが、美術館の維持管理、運営実績による美術館運営の理解については重要な側面もあろうかと思われませんが、参加資格申請時には特に必要はないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。                                     |
| 17 | 実施方針 | 個別の参加資格要件                | 13 | Ⅲ   | 6  | (2) |     |    |      | 維持管理及び運営業務を担当する者の参加資格要件はないとの理解でよろしいでしょうか。   | 質問No.16をご参照ください。                               |
| 18 | 実施方針 | 特別目的会社の設立等               | 15 | Ⅲ   | 7  | (4) |     |    |      | 建設期間終了後においてはSPC株式会社について構成員間の譲渡を認める とありますが、無条件に認めるとの理解でよろしいでしょうか。また、(1)にあります代表企業が最大出資者となる要件を維持する必要があるでしょうか。    | 市の承諾が必要となります。また、譲渡後においても、代表企業が最大出資者である必要があります。 |
| 19 | 実施方針 | モニタリング結果に対する措置           | 17 | Ⅳ   | 2  | (4) |     |    |      | 美術館の設計・建設に係る対価、開館準備に関する対価のうち収蔵品等情報システムの開発に係る対価については、市による建設工事完成確認後においてはモニタリングによる減額の対象にはならないとの認識でよろしいでしょうか。     | 入札公告時にお示しします。                                  |
| 20 | 実施方針 | 事業者の帰責事由による契約解除時の違約金について | 19 | Ⅵ   | 2  | (1) | ③   |    |      | 事業者の帰責事由による契約解除の場合、市は事業者に対して違約金等の支払いを求められることができる とありますが、違約金の算定はどのような基準で行われますでしょうか。                            | 入札公告時にお示しします。                                  |

■質問に対する回答

| NO | 資料名  | タイトル                       | 箇所 |     |   |            |     |    |      | 内容   | 回答   |
|----|------|----------------------------|----|-----|---|------------|-----|----|------|--|--|
|    |      |                            | 頁  | ローマ | 数 | (数)        | (数) | カナ | (カナ) |  |  |
| 21 | 実施方針 | 所蔵品等に対する配慮                 | 21 | Ⅲ   | 1 | (2)        | ⑥   |    |      | 実施方針説明会にて、「本施設では国宝級の所蔵品の展示・保存等を行う」との事で、文化庁との協議が必要との御説明を頂きましたが、協議が必要となる具体的内容につきまして御教示頂けないでしょうか。                             | 詳細は、文化財公開施設の計画に関する指針(平成7年8月文化庁文化財保護部 HP参照)に定められていますが、建物、設備、収蔵庫、展示室、通路などの設計、施工の際の保存環境について協議が必要となります。                |
| 22 | 実施方針 | 維持管理・運営段階のリスク分担            |    |     | 4 | (1)<br>(2) |     |    |      | 展示品管理、所蔵品管理リスクについて、事業者の責に帰すべき事由による美術品の盗難、破損に関するリスクは事業者となっておりますが、具体的にどの様な事象を想定しておられますでしょうか。また、事業者が損害賠償を請求されるとの理解でよろしいでしょうか。 | 入札公告時にお示しします。  |
| 23 | 実施方針 | 資料23<br>レストラン・ブックショップの売上実績 |    |     |   |            |     |    |      | レストランについて、利用者数等の情報開示を頂くことは可能でしょうか。   | 利用者数は、平成21年度60,646人、平成22年度62,934人、平成23年度70,311人、平成24年度63,262人、平成25年度(3ヶ月休館)36,623人です。なお、展覧会のレセプションパーティ等の参加者数を含みます。 |
| 24 | 実施方針 | -                          |    |     |   |            |     |    |      | 県立美術館が大濠・舞鶴公園内に移転(新築)する可能性があるとの報道がありました。仮に県立美術館が両公園に移転した場合、独立採算事業にも影響があるのではないかと思料しますが、この点について何らかの措置はご検討でしょうか。              | ご指摘の件について、何らかの措置を講ずることは予定していません。   |
| 25 | 実施方針 | 別紙リスク分担表(案)                |    |     | 1 | (10)       |     |    |      | 物価変動リスクについて、注意書きに「一定程度を超える下降又は上昇が生じた場合、一定調整する」との記載がありますが、この場合、どのような経済指標を基準にする予定でしょうか。                                      | 入札公告時にお示しします。  |

■質問に対する回答

| NO | 資料名  | タイトル        | 箇所     |        |        |            |        |    |      | 内容   | 回答  |
|----|------|-------------|--------|--------|--------|------------|--------|----|------|--|---|
|    |      |             | 頁      | ローマ    | 数      | (数)        | (数)    | カナ | (カナ) |  |   |
| 26 | 実施方針 | 別紙リスク分担表(案) |        |        | 1      | (10)       |        |    |      | 東日本大震災以降の東京電力による電力料金値上げのような、想定外の社会的現象による費用の増加についても、物価変動リスクのひとつとして考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。  |
| 27 | 実施方針 | 別紙リスク分担表(案) |        |        | 1      | (12)       |        |    |      | 福岡市美術館は過去に冠水等したことはありますでしょうか。   | 館内に浸水したことはございませんが、1995年7月の大雨により作品搬出入口のトラック待機場所が30cm程度浸水したことがあります。 |
| 28 | 実施方針 | 別紙リスク分担表(案) |        |        | 4      | (3)        |        |    |      | 施設利用者数の変動による支出の増減に関するリスクとは具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。(例:利用者が増加すれば水光熱費も上がる、等)    | ご理解のとおりです。  |
| 29 | 実施方針 | 別紙リスク分担表(案) |        |        | 4      | (6)<br>(7) |        |    |      | 本施設の修繕履歴(修繕内容、金額、実施日、実施業者など)を提示願います。   | 現存する資料につきまして、入札公告時にお示しします。  |
| 30 | 実施方針 | 維持管理に関する業務  | 3<br>4 | I<br>I | 1<br>1 | (6)<br>(6) | ④<br>⑤ |    |      | 「④事業の範囲」と「⑤市が行う業務」の維持管理業務について、共に「清掃業務」と「環境衛生管理業務」があります。それぞれについての業務内容をご教示ください。  | 要求水準書(案)P75、P77をご参照ください。  |



■質問に対する回答

| NO | 資料名  | タイトル       | 箇所 |     |   |      |     |    |      | 内容  | 回答  |
|----|------|------------|----|-----|---|------|-----|----|------|---|---|
|    |      |            | 頁  | ローマ | 数 | (数)  | (数) | カナ | (カナ) |   |   |
| 31 | 実施方針 | 物価変動リスク    | 別紙 |     | 1 | (10) |     |    |      | 物価変動に伴う費用の見直しについては、何等かの公的な指標による比較及び一定期間毎(入札時から着工まで、着工後から1年後等)に実施されるとの理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。詳細は入札公告時にお示しします。  |
| 32 | 実施方針 | 所蔵品管理リスク   | 別紙 |     | 4 | (2)  |     |    |      | 事業者の責めにき帰すべき事由による所蔵品の盗難・破損に関するリスクは事業者負担との記載がございます。細心の警備・監視を行っても、事業者が負うべきリスクには限界性があると考えます。この点について事業契約書に詳細な内容が明記されるとの理解で宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。詳細は入札公告時にお示しします。  |
| 33 | 実施方針 | 施設利用者変動リスク | 別紙 |     | 4 | (3)  |     |    |      | 独立採算事業を除いた範囲において『施設利用者の変動による支出の増減』に関して事業者も負担となっている理由についてご教示ください。<br>例えば、施設利用者の増に伴い施設の維持管理費が増えることが考えられますが、事業者でリスク管理できるものではないと思われま。 | ご指摘のとおり、施設利用者数が増えた場合、光熱水費を中心に維持管理費の増加が想定されます。<br>一方、利用者増は事業者にとってマイナスばかりではなくプラスの面もあると考えます。本事業においては、広報・集客業務は事業者が担うなど官民一体となって、利用者増に努めることとしています。利用者の増減に伴うリスクとリターンについては双方で共有したいと考えています。<br>また、光熱水費の負担も含めて事業範囲とすることにより、エネルギー使用を含めた全体的な視点で、安定的かつ効率的な維持管理業務が行われることも期待しています。<br>過去の光熱水費や来館者数等のデータは提示しておりますので、これらを踏まえたうえでご提案ください。 |
| 34 | 実施方針 | 施設・設備劣化リスク | 別紙 |     | 4 | (7)  |     |    |      | 施設の劣化に関して、今回事業において改修を行わない既存残置部分は事業者のリスク負担外との理解でよろしいでしょうか。既存残置部分に関しては提案時点においてどの程度の維持管理が必要か不明であることが考えられ、入札コスト増大等の影響が懸念されます。         | 状況によりリスクを負担していただく場合があると想定しております。詳細は入札公告時にお示しします。  |

■質問に対する回答

| NO | 資料名  | タイトル    | 箇所 |     |   |      |     |    |      | 内容  | 回答   |
|----|------|---------|----|-----|---|------|-----|----|------|---|--|
|    |      |         | 頁  | ローマ | 数 | (数)  | (数) | カナ | (カナ) |   |  |
| 35 | 実施方針 | 技術革新リスク | 別紙 |     | 4 | (11) |     |    |      | 市の指示以外による施設・設備の陳腐化により発生する費用が事業者の負担となっておりますが、長期に渡る事業期間であり、施設、設備の技術的な陳腐化が発生する可能性が高いと思われませんが、一方で、その陳腐化を発生させる技術革新については想定が困難です。本リスクが事業者負担であることは過度なリスク負担であると思われしますので、削除いただけないでしょうか。 | 新しい技術が導入され採用技術が陳腐化しても、特に市の指示により発生したもの以外は市は費用負担を行わないという趣旨です。新しい技術のものに施設・設備を更新することを求めるものではありません。 |
| 36 | 実施方針 | 住民対応リスク | 別紙 |     | 1 | (5)  |     |    |      | 事業者のリスク負担は事業者が行う要求水準の業務範囲で、市が行う業務に起因する住民対応は市が行う(市の負担)との理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 37 | 実施方針 | 住民対応リスク | 別紙 |     | 1 | (7)  |     |    |      | 税制度変更に伴うリスクは事業者が適切に管理できるリスクではありません。よって税制度変更に関するもの(例:法人税率の変更)のリスクについても市の負担としていただけないでしょうか。  | 原案のとおりとします。具体的には入札公告時にお示します。   |
| 38 | 実施方針 | 物価変動リスク | 別紙 |     | 1 | (10) |     |    |      | 物価変動で採用する指数について、維持管理業務(修繕業務は除く)及び運営業務における費用はその大半が賃金のため、厚生労働省が公表している「最低賃金」もしくは「毎月勤労統計調査」の指数をを採用していただけないでしょうか。  | ご意見として承ります。  |
| 39 | 実施方針 | 物価変動リスク | 別紙 |     | 1 | (10) |     |    |      | 物価変動で採用する指数について、維持管理業務の修繕業務については、「建設物価指数」を採用していただけないでしょうか。  | ご意見として承ります。  |

■質問に対する回答

| NO | 資料名  | タイトル          | 箇所 |     |   |      |     |    |      | 内容  | 回答   |
|----|------|---------------|----|-----|---|------|-----|----|------|---|--|
|    |      |               | 頁  | ローマ | 数 | (数)  | (数) | カナ | (カナ) |   |  |
| 40 | 実施方針 | 利用者対応         | 別紙 |     | 4 | (3)  |     |    |      | 利用者対応については、事業者が行う要求水準の業務範囲かつ事業者の責めによる場合のみであり、事業者の責めによらないもの、または市が行う業務に起因するものは除くと考えてよろしいでしょうか。                    | 事業者が行う要求水準の業務に関するものについては事業者において利用者対応していただきます。市が行う業務に起因するものについては除きます。   |
| 41 | 実施方針 | 維持管理・運営コストリスク | 別紙 |     | 4 | (8)  |     |    |      | 「上記以外の要因によるもの」とありますが、想定されている具体的に要因があればご教示ください。第三者帰責による修繕が必要となる場合は、市が費用負担するという理解でよろしいでしょうか。                      | 具体的には、市の指示による場合や第三者の責めに帰すべき事由による場合が考えられます。事業者の責めに帰すべき事由がない場合には、市が費用負担します。                                    |
| 42 | 実施方針 | 維持管理・運営コストリスク | 別紙 |     | 4 | (8)  |     |    |      | 「上記以外の要因によるもの(不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含むものを除く)」とありますが、光熱水費単価の急激な高騰(変動)は市の負担となり、負担方法等については事業者との協議事項という理解でよろしいでしょうか。 | 入札公告時にお示しします。  |
| 43 | 実施方針 | 施設の性能確保リスク    | 別紙 |     | 4 | (13) |     |    |      | 事業終了時における施設の性能確保とは、具体的にどのような性能かご教示ください。   | 事業終了後、1年程度は消耗品の交換などで、機能が維持できる程度の性能確保を想定しています。  |
| 44 | 実施方針 | 別紙リスク分担表(案)   |    |     | 1 | (3)  |     |    |      | 契約締結リスクの「上記以外の理由による契約締結の遅延・中止」は、議会の議決が得られなかった場合との理解でよろしいでしょうか。  | 議会の議決が得られないことについては、「市の責めによる契約締結の遅延・中止」に該当します。ご指摘の記載に該当するリスクについては、第三者の責めに帰すべき事由による場合や天災等の不可抗力による場合などを想定しています。 |

■質問に対する回答

| NO | 資料名  | タイトル        | 箇所 |     |   |              |     |    |      | 内容  | 回答  |
|----|------|-------------|----|-----|---|--------------|-----|----|------|---|---|
|    |      |             | 頁  | ローマ | 数 | (数)          | (数) | カナ | (カナ) |   |   |
| 45 | 実施方針 | 別紙リスク分担表(案) |    |     | 1 | (6)          |     |    |      | 法令変更リスクの「本事業に直接関係する法令度等の変更、新たな規制立法の成立等に関するもの」以外は、事業者負担となっていますが、事業者が実施する業務に影響し、事業費の増減に関する場合は、本事業に直接関係する法令度・規制立法に該当するとの理解でよろしいでしょうか。          | 本事業に直接関係する法令等の変更、新たな規制立法の成立等に関するもの」とは、特に本件施設及び本件施設に類似のサービスを提供する美術館の運営、維持管理その他に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味します。 |
| 46 | 実施方針 | 別紙リスク分担表(案) |    |     | 1 | (9)          |     |    |      | 債務不履行リスクの「事業者の事業法規、破綻に関するもの」は、「事業者の事業放棄、破綻に関するもの」の誤りと思料致します。  | ご指摘のとおりです。  |
| 47 | 実施方針 | 別紙リスク分担表(案) |    |     | 1 | (10)         |     |    |      | 昨今は建設費が高騰しております。本事業は入札から設計・建設業務の完了まで3年以上あることから、物価変動リスクは、今後事業契約書(案)で詳細を提示するとありますが、入札日から設計・建設期間中も物価変動リスクを適切に市と事業者が負担する分担にして頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 | 設計建設業務に係る物価変動リスクは考慮します。詳細は入札公告時にお示しします。   |
| 48 | 実施方針 | 別紙リスク分担表(案) |    |     | 1 | (11)<br>(14) |     |    |      | 第三者賠償リスクが、2カ所に記載されておりますが、それぞれのリスク内容についてご教示ください。   | ご指摘のとおり記載が重複しております。(14)で示すリスク分担につきましては、(11)の「事業者の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償」に該当します。                             |
| 49 | 実施方針 | 別紙リスク分担表(案) |    |     | 1 | (12)         |     |    |      | 本施設は、貴重な美術品を多数所蔵している施設ですが、万一、事業者が善管注意義務を果たしている上で、美術品が強盗にあった場合のリスク分担についてご教示ください。   | 入札公告時にお示しします。   |

■質問に対する回答

| NO | 資料名          | タイトル       | 箇所     |     |   |            |     |    |      | 内容  | 回答  |
|----|--------------|------------|--------|-----|---|------------|-----|----|------|---|---|
|    |              |            | 頁      | ローマ | 数 | (数)        | (数) | カナ | (カナ) |   |   |
| 50 | 要求水準書<br>(案) | 業務内容       | 2<br>3 | I   | 2 | (2)<br>(3) |     |    |      | 設計・建設業務について、事業者及び貴市が実施する業務が「事前調査業務及び関連業務」となっていますが、事業者と貴市でどのように区分されるのでしょうか。  | 入札公告時にお示しします。   |
| 51 | 要求水準書<br>(案) | 市が実施する業務等  | 3      | I   | 2 | (3)        |     |    |      | 「基本設計は平成25年度に実施済み」とありますが、基本設計は参加者に公表されるとのことでよろしいでしょうか。また、基本設計の考え方について貴市と直接確認できる機会は設けられるのでしょうか。改修範囲の考え方、仕様の考え方等（ご予算設定時の考え方）を理解した上での提案が改修工事PFI事業の場合は重要だと考えます。 | 基本設計作成時から工事内容等を変更しておりますので、基本設計の公表予定はございません。また、内容についての確認する機会としまして、官民対話を予定しております。 |
| 52 | 要求水準書<br>(案) | 事業対象用地の現況  | 4      | II  | 1 | (3)        |     |    |      | 事業対象用地は福岡県と福岡県護国神社の一部ということですが、維持管理業務や運営業務においては福岡市のみとの協議でよろしいでしょうか。  | 原則ご理解のとおりですが、案件によっては同席をお願いする可能性もあります。   |
| 53 | 要求水準書<br>(案) | 本施設の規模及び履歴 | 5      | II  | 2 | (1)        |     |    |      | 耐震結果の数値が記載されていますが、耐震診断結果の詳細についてご提示いただけたとの理解でよろしいでしょうか。改修時の躯体撤去の可否、補強検討に必要なと思われる。  | 入札公告時にお示しします。   |
| 54 | 要求水準書<br>(案) | 計算書類等      | 8      | II  | 4 | (1)        | ④   | ウ  |      | 記載されている書類以外で、貴市が合理的に要求する書類について、想定されるものをご提示ください。   | 現時点では特に想定しておりません。   |

■質問に対する回答

| NO | 資料名          | タイトル         | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容  | 回答   |
|----|--------------|--------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|---|--|
|    |              |              | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |   |  |
| 55 | 要求水準書<br>(案) | 開館準備業務の責任者   | 10 | II  | 4 | (3) | ①   | イ  |      | 開館準備業務に係る責任者を選定とありますが、本施設への常駐、非常駐は事業者提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。ただし、要求水準書(案)のとおり、常時連絡がとれる体制としてください。  |
| 56 | 要求水準書<br>(案) | 維持管理業務       | 11 |     |   | (4) | ①   | ア  |      | 現在、市から委託しています維持管理業務・点検業務等の業者及び委託費の提示は出来ますでしょうか。   | 質問No.8をご参照ください。  |
| 57 | 要求水準書<br>(案) | 特別目的会社の設立    | 13 | II  | 5 | (2) | ④   |    |      | 建設期間終了後においてはSPC株式会社について構成員間の譲渡を認める とありますが、無条件に認めるとの理解でよろしいでしょうか。また、(1)にあります代表企業が最大出資者となる要件を維持する必要はありますでしょうか。  | 質問No.18をご参照ください。   |
| 58 | 要求水準書<br>(案) | 事業者の財務に関する事項 | 13 | II  | 5 | (4) | ②   |    |      | 本事業の実施に必要な一切の資金が確保されていることとありますが、どの時点で確保する必要がありますでしょうか(例えば年度ごとに確保する必要があるのか、事業開始時点で確保しておく必要があるのか ご教示ください)。また、市からのサービス対価や、SPC株主による劣後融資枠等も資金と見做してよろしいでしょうか。 | 時点に関係なく事業遂行に必要な資金が確保されていることを意味します。その方法については、事業者任せます。資金には、サービス対価や劣後融資枠等も含めて資金と見なしません。 |
| 59 | 要求水準書<br>(案) | 外部委託業務の人員体制  | 14 | II  | 6 | (1) | ②   |    |      | 現在外部委託している業務の内容、仕様をご提示ください。   | 質問No.8をご参照ください。  |

■質問に対する回答

| NO | 資料名          | タイトル   | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容   | 回答   |
|----|--------------|--|----|-----|---|-----|-----|----|------|--|--|
|    |              |  | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |  |  |
| 60 | 要求水準書<br>(案) | 市の人員体制                                       | 14 | II  | 6 | (2) | ①   |    |      | リニューアル後の市の人員体制は未確定とありますが、現在想定されている人員体制もしくは現在の人員体制に対する増減だけでもご教示いただけないでしょうか。   | 要求水準書(案)に記載のとおりです。なお、リニューアル後の市の人員体制の最終確定は平成29年度末の予定です。             |
| 61 | 要求水準書<br>(案) | 6 実施体制等<br>(1)現在の維持管理・運営における人員体制<br>① 市の人員体制 | 14 |     |   |     |     |    |      | 福岡市様の現状の人員体制について、運営課の職員数および嘱託員数、学芸課の職員数および嘱託員数についてご教示下さい。  | 要求水準書(案)に記載のとおりです。体制図の見方は、役職に○囲いの数字がないものは1人、数字があるものは当該役職の人数を意味します。 |
| 62 | 要求水準書<br>(案) | 責任者の配置                                       | 15 | II  | 6 | (3) | ②   |    |      | 事業者が配置する責任者と貴市が配置する人員との指揮命令系統の考え方についてご提示ください。貴市の人員体制と事業者の人員体制はあくまでも各々独立した指揮命令系統であり、事業期間中は各々独立した体制として、協議連携を図るとのことでしょうか。 | ご理解のとおりです。   |
| 63 | 要求水準書<br>(案) | 実施体制等  | 15 | II  | 6 | (2) | ①   |    |      | 貴市は「リニューアル後の市の事業者の人員体制は未確定」とのことですが、人員体制について事業分担もあわせお示しください。  | 質問No.60をご参照ください。なお、市と事業者の事業分担については、要求水準書(案)をご参照ください。               |
| 64 | 要求水準書<br>(案) | 実施体制等  | 15 | II  | 6 | (3) | ②   | ア  |      | 「責任者を各1名選任し、配置する」となっていますが、常時連絡がとれる体制であれば、常駐でなくてもよいという認識でよろしいでしょうか。   | 検討し、入札公告時にお示しします。  |

■質問に対する回答

| NO | 資料名          | タイトル              | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容   | 回答   |
|----|--------------|-------------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|--|--|
|    |              |                   | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |  |  |
| 65 | 要求水準書<br>(案) | 外部委託業務の人員<br>体制   | 15 | II  | 6 | (1) | ②   |    |      | 配置人員の人数の記載がありますが、業務対象時間内に常に記載の人数が配置されている(=配置ポスト)という理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 66 | 要求水準書<br>(案) | 外部委託業務の人員<br>体制   | 15 | II  | 6 | (1) | ②   | イ  |      | 運營業務の受付案内関連で電話交換1名とありますが、電話機1台に対し、担当者1名が常時対応(休みなし)されているのでしょうか。それともその期間は運営補助1名など、別の方が補完されているのでしょうか。   | 現状は、他のポストとのローテーションの中で電話交換のポストに常時人員を配置しています。<br>なお、要求水準書(案)にも記載しておりますが、現在の人員体制は事業者の提案を拘束するものではありません。要求水準を満たす範囲で、一括発注・性能発注というPFIの利点を踏まえた、効率的・効果的な提案を期待しています。 |
| 67 | 要求水準書<br>(案) | 責任者の配置            | 15 | II  | 6 | (3) | ②   |    |      | 各業務の責任者を兼務することは可能でしょうか。  | 複数の責任者を兼務することは可能です。ただし、兼務の条件については、要求水準書(案)P16をご参照下さい。  |
| 68 | 要求水準書<br>(案) | 責任者の配置            | 15 | II  | 6 | (3) | ②   |    |      | 各責任者の配置についての記載がありますが、配置時期についての記載がありません。配置時期については事業者の提案によると理解でよろしいでしょうか。  | 各業務の開始に支障がない時期までに配置してください。   |
| 69 | 要求水準書<br>(案) | 事業期間終了時における施設のあり方 | 16 | II  | 8 | (1) |     |    |      | 「事業終了後少なくとも1年間は消耗部品の取り換えだけを行う～」とありますが、施設を健全に維持するためには1年間消耗品の取り替えのみではなく、当然ながら予防保全措置も必要であると考えます。事業終了後の1年間も当然ながらそのような予防保全的修繕業務はなされるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。   |



■質問に対する回答

| NO | 資料名          | タイトル          | 箇所 |     |    |     |     |    |      | 内容  | 回答  |
|----|--------------|---------------|----|-----|----|-----|-----|----|------|---|---|
|    |              |               | 頁  | ローマ | 数  | (数) | (数) | カナ | (カナ) |   |   |
| 70 | 要求水準書<br>(案) | 光熱水費及び通信費等の負担 | 17 | II  | 10 | (2) |     |    |      | 「維持管理・運営業務に要する光熱水費については事業者が負担する」とありますが、清掃時等に利用するものの中には個別メーター等の設置による計量が難しい場合も考えられます。どのような業務に関しての負担を想定されているのでしょうか。また、どのような計量方法を想定されているのでしょうか。 | 美術館に係るすべての光熱水費を事業者が負担します。市は、独立採算業務に係るものを除いて、事業者の提案に基づいた光熱水費をサービス対価として支払います。 |
| 71 | 要求水準書<br>(案) | 光熱水費及び通信費等の負担 | 17 | II  | 10 | (2) |     |    |      | 「閉館から引渡しまでの収蔵庫Fに係る光熱水費は市が負担する」とありますが、収蔵庫Fと「収蔵庫1」という認識でよろしいでしょうか。  | その他の諸室もあります。詳細は、入札公告時にお示しします。   |
| 72 | 要求水準書<br>(案) | 市が加入する保険      | 18 | II  | 11 | (3) |     |    |      | 一部の美術品に動産総合保険を付保する予定とありますが、保険の範囲には所謂事業者の帰責事由による毀損等も含まれるのでしょうか。また、一部の美術品とは全体の美術品のうちどのような収蔵品になるのかご教示ください。                                     | 入札公告時にお示しします。   |
| 73 | 要求水準書<br>(案) | 要求水準書(案)      | 18 | II  | 11 | (3) |     |    |      | 「市が所蔵する一部の美術品については「動産総合保険」を付保する予定」とありますが、一部美術品は、具体的にどのようなものでしょうか。   | 入札公告時にお示しします。   |
| 74 | 要求水準書<br>(案) | 光熱水費及び通信費の負担  | 18 | II  | 10 | (2) |     |    |      | 維持管理・運営業務に要する光熱水費及び通信費は事業者負担とありますが、費用負担は事業者が行う要求水準の業務範囲で、市が行う業務については市の負担との理解でよろしいでしょうか。その場合の市が想定される支払スキーム、市負担金額等についてご教示ください。                | 質問No.70をご参照ください。なお、通信費も同様です。  |

■質問に対する回答

| NO | 資料名          | タイトル            | 箇所 |     |    |     |     |    |      | 内容  | 回答  |
|----|--------------|-----------------|----|-----|----|-----|-----|----|------|---|---|
|    |              |                 | 頁  | ローマ | 数  | (数) | (数) | カナ | (カナ) |   |   |
| 75 | 要求水準書<br>(案) | 市が加入する保険        | 18 | II  | 11 | (3) |     |    |      | 市が加入する「市民総合賠償保障保険」と「動産総合保険」について、保険内容の詳細(担保範囲、保険金額等)をご教示ください。  | 入札公告時にお示しします。   |
| 76 | 要求水準書<br>(案) | 維持管理・運営業務等に係る保険 | 18 | II  | 11 | (3) |     |    |      | 「市民総合賠償補償保険」の内容をご教示ください。  | 入札公告時にお示しします。   |
| 77 | 要求水準書<br>(案) | 市が加入する保険        | 18 | II  | 11 | (3) |     |    |      | 市が所蔵する一部の美術品については、「動産総合保険」を付保するとなっておりますが、一部とは何を指すのでしょうか。また、残りの美術品は保険を付保しない場合、事業者の責任で保険を付保する必要があるのでしょうか。 | 入札公告時にお示しします。なお、美術品に関する保険の付保について、事業者に義務付けることは予定していません。  |
| 78 | 要求水準書<br>(案) | 建築設備への配慮        | 20 | III | 1  | (2) | ③   |    |      | 設備機器の全面更新に伴い内装材は全て撤去、改修することの理解でよろしいでしょうか。(各諸室の改修要件には全面撤去の記載が無い諸室もあります。)                                 | ご理解のとおりです。  |
| 79 | 要求水準書<br>(案) | 音と振動に対する配慮      | 20 | III | 1  | (2) | ④   |    |      | 「建築物の構造に特に配慮すること」とあります。本件は躯体の改修は事業範囲に含まれていないと思われませんが、音や振動が懸念される場合は、躯体等の補強やコンクリートの打ち増しを行うということでしょうか。     | 一部展示室の壁を撤去・新設するなど構造躯体の改修を伴う工事がありますので、躯体等の補強が必要な可能性があります。また、講堂や展示室の防音、振動対策は設備機器の防振性や内装材の防音性能の向上など様々な対応策の提案を期待しております。 |

■質問に対する回答

| NO | 資料名          | タイトル       | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容   | 回答                              |
|----|--------------|------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|--|---------------------------------|
|    |              |            | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |  |                                 |
| 80 | 要求水準書<br>(案) | 耐震性能に対する配慮 | 20 | III | 1 | (2) | ⑤   |    |      | 「天井の高い展示室等の天井は…」とありますが、法令で定められる「特定天井」以外の部分も耐震天井とする必要があるのでしょうか。「特定天井以外」の部分で耐震天井とする必要がある部屋については、かなりコストアップになる為、個別に指示をいただきたい。  | 展示室、ギャラリー及び講堂が対象です。             |
| 81 | 要求水準書<br>(案) | 改修方針       | 20 | III | 1 | (1) |     |    |      | 迎賓館的な役割を担う美術館となる使命がある とありますが、現時点で具体的にどのような役割を想定しておられますでしょうか。   | 要人とのレセプション会場としての利用などを想定しております。  |
| 82 | 要求水準書<br>(案) | 建築設備への配慮   | 20 | III | 1 | (2) | ③   |    |      | リニューアル工事に際し、採用する省エネ機器について考えがあればご教示ください。  | LCCの計画の中で設備等の効率のよい機器選定を行ってください。 |
| 83 | 要求水準書<br>(案) | 建築設備への配慮   | 20 | III | 1 | (2) | ②   |    |      | 「設備機器を全面更新すること。なお、快適な環境を諸室ごとに個別に提供できるよう空調設備については特段の配慮を行うこと」とありますが、改修工事においては、既存施設の状況を把握しなければ、工事費の算出の精度が得られません。提案書提出前の段階で入札説明書等の後日公表資料をもとに現地確認を行う機会の設定を宜しくお願い致します。 | 質問No.14をご参照ください。                |
| 84 | 要求水準書<br>(案) | 建築設備への配慮   | 20 | III | 1 | (2) | ②   |    |      | 上記内容と関連しますが、既存設備図面の公表を宜しくお願い致します(型番・仕様・経過年数・最終更新日時等)   | 入札公告時にお示しします。                   |

■質問に対する回答

| NO | 資料名          | タイトル                          | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容   | 回答  |
|----|--------------|-------------------------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|--|---|
|    |              |                               | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |  |   |
| 85 | 要求水準書<br>(案) | 各諸室等の要求水準                     | 22 | Ⅲ   | 2 | (1) |     |    |      | 「サービス・アメニティ部門、教育普及部門、管理部門に関しては要求水準の内容を満たした上で、諸室の利用面を考慮して面積等を変更することは可とする」とありますが、各諸室の面積について上限、下限についてご提示ください。貴市職員等の利用の諸室に関して使い勝手等による要望を明確にいただいた方がより良い提案となると思われます。 | 各諸室の上限、下限面積は想定しておりません。使い勝手等による要望につきましては、可能な限り対応させていただきます。 |
| 86 | 要求水準書<br>(案) | ウォールケース                       | 22 | Ⅲ   | 2 | (1) | ①   |    |      | ウォールケースのガラス面の高さは現状以上との記載がありますが、貴市がお考えの高さの上限等についてご提示ください。   | 上限は定めておりません。  |
| 87 | 要求水準書<br>(案) | 各諸室等の要求水準<br>①展示部門<br>ウォールケース | 22 | Ⅲ   | 2 | (1) | ①   |    |      | 「ガラス面の余分な部分を隠せるようにすること」とありますが、もう少し具体的にどの部分を隠せるようにするのかをご教示ください。   | ガラス面の上から半分程度までを覆うもので、電動式で上下できるものを想定しています。                 |
| 88 | 要求水準書<br>(案) | 各諸室等の要求水準<br>①展示部門<br>ウォールケース | 22 | Ⅲ   | 2 | (1) | ①   |    |      | ケース内に露出してライティングレールを設置するということでしょうか。ケース内に多くの照明器具を配置するとケース内環境が安定しないと思われるかもしれませんがよろしいでしょうか。  | 入札公告時にお示しします。   |
| 89 | 要求水準書<br>(案) | 各諸室等の要求水準<br>①展示部門<br>ウォールケース | 22 | Ⅲ   | 2 | (1) | ①   |    |      | 「外開きフラット扉」とはどのような様な扉のことでしょうか。具体的な構造をご教示ください。   | 入札公告時にお示しします。   |

■質問に対する回答

| NO | 資料名          | タイトル                          | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容   | 回答   |
|----|--------------|-------------------------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|--|--|
|    |              |                               | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |  |  |
| 90 | 要求水準書<br>(案) | 各諸室等の要求水準<br>①展示部門<br>ウォールケース | 22 | Ⅲ   | 2 | (1) | ①   |    |      | 一つのウォールケースに「外開きフラット扉」と「側面の出入り扉」2ヶ所の出入口を設置するということでしょうか。                                 | 現地調査時に確認していただきますが、松永記念館室のウォールケースの側面に、1か所出入口を設置してください。また、ウォールケースがコの字型などに連結されている場合、出入口は各ガラス面に1箇所以上必要となります。松永記念室にある茶室にも1か所出入口を設置してください。 |
| 91 | 要求水準書<br>(案) | 各諸室等の要求水準<br>①展示部門<br>ウォールケース | 22 | Ⅲ   | 2 | (1) | ①   |    |      | ウォールケースは全てエアータイトケースにする必要はあるのでしょうか。エアータイトケースが必要なケースについて個別にご教示ください。                      | 温湿度の条件が保てるように気密性が確保できれば、必ずしもエアータイトにする必要はありません。   |
| 92 | 要求水準書<br>(案) | 常設展示室(松永記念館室)                 | 23 | Ⅲ   | 2 | (1) | ①   |    |      | 「劣化の見られる畳やふすまなど以外は再利用」とありますが、提案提出前に現地を確認する機会は設けられるのでしょうか。もしくは、貴市にて再利用範囲を提示いただけるのでしょうか。 | 入札公告時にお示しします。  |
| 93 | 要求水準書<br>(案) | 常設展示室(松永記念館室)                 | 23 | Ⅲ   | 2 | (1) | ①   |    |      | 「劣化の見られる畳やふすまなど以外は再利用」とありますが、畳とふすまについては全て再利用しないとの考えでよろしいでしょうか。                         | 入札公告時にお示しします。  |
| 94 | 要求水準書<br>(案) | 常設展示室(近代美術室A)等                | 25 | Ⅲ   | 2 | (1) | ②   |    |      | RC間仕切壁の撤去と記載がありますが、撤去に伴う耐震性の低下等は無いかとの理解でよろしいでしょうか。                                     | 耐震性の低下等につきましては、事業者による調査を基に適切な処置が必要です。  |

■質問に対する回答

| NO | 資料名          | タイトル               | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容  | 回答   |
|----|--------------|--------------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|---|--|
|    |              |                    | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |   |  |
| 95 | 要求水準書<br>(案) | 各諸室等の要求水準<br>②展示部門 | 25 | Ⅲ   | 2 | (1) | ②   |    |      | 常設展示室A、BにおいてRC間仕切壁を撤去するようになっていますが、耐震上は問題ないと考え補強等も不要と考えてよろしいでしょうか。   | 耐震性の低下等につきましては、事業者による調査を基に適切な処置が必要です。<br>なお、緊急改修工事において、直下の1階部分に鉄骨による構造補強をおこなっております。                        |
| 96 | 要求水準書<br>(案) | 廊下                 | 26 | Ⅲ   | 2 | (1) | ②   |    |      | 壁画制作のための壁面を新設とありますが、壁画の寸法等をご提示ください。   | 2階常設ロビーにある廊下側壁面全体(自動扉まで)となります。詳細は入札公告時にお示しします。   |
| 97 | 要求水準書<br>(案) | 収蔵庫共通              | 27 | Ⅲ   | 2 | (1) | ③   |    |      | 作品棚の一部を撤去更新とありますが、どの程度の範囲を想定されているがご提示ください。  | 入札公告時にお示しします。  |
| 98 | 要求水準書<br>(案) | 収蔵庫・設備改修           | 27 | Ⅲ   | 2 | (1) | ③   |    |      | 収蔵庫共通事項にて、「天井は、設備改修に最低限必要な部分と、漏水などで傷んでいる部分を撤去(仕様可能なものは再使用)し、設備改修後、既存(米杉材)と同等材で復旧する」とあります。こちらで示される設備改修とは天井内の配管や天井面設置機器のことをお示しでしょうか。御教示下さい。 | ご理解のとおりです。   |
| 99 | 要求水準書<br>(案) | 収蔵庫・業務             | 27 | Ⅲ   | 2 | (1) | ③   |    |      | 収蔵庫共通事項にて、「大小さまざまな作品を安全に収蔵・保管するため、出納作業や調査に対応出来るよう、照明設備を更新する」とあります。こちらで示される「出納業務や調査」とは具体的にどのような作業をお示しでしょうか。御教示下さい。                         | 全て作品に関わる業務であり、他館への作品貸出や保存・修復や作家研究のための作品状態調査、害虫・汚れの有無確認、清掃等が含まれます。実際に業務を行うのは学芸員であり、これらの作業時に適切な照明環境が必要となります。 |

■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル                      | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容  | 回答                               |
|-----|--------------|---------------------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|---|----------------------------------|
|     |              |                           | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |   |                                  |
| 100 | 要求水準書<br>(案) | 収蔵庫F                      | 28 | Ⅲ   | 2 | (1) | ③   |    |      | 改修内容の各種仕様、図面、設備計画等についてご提示ください。  | 入札公告時にお示しします。                    |
| 101 | 要求水準書<br>(案) | 収蔵庫・照明設備更新                | 28 | Ⅲ   | 2 | (1) | ③   |    |      | 保存部門・収蔵庫エリアの「照明設備更新」に関しましては、要求水準欄に「照明設備を更新する」と記載のある諸室のみの更新という理解で宜しいでしょうか。 | 入札公告時にお示しします。                    |
| 102 | 要求水準書<br>(案) | 各諸室等の要求水準<br>③保存部門        | 29 | Ⅲ   | 2 | (1) | ③   |    |      | IPMの観点からも燻蒸室は作品搬入口に隣接して設置したほうが良いと思われませんがいかがでしょうか。                         | ご理解のとおりですが、隣接して設置することは想定しておりません。 |
| 103 | 要求水準書<br>(案) | 各諸室等の要求水準<br>④サービスアメニティ部門 | 29 | Ⅲ   | 2 | (1) | ④   |    |      | エントランス部門の風除室は外部側に増築するのでしょうか。  | 増築が出来ないため、内部に設置してください。           |
| 104 | 要求水準書<br>(案) | 燻蒸                        | 29 | Ⅲ   | 2 | (1) | ③   |    |      | 燻蒸室の建築の要求水準が示されていますが、事業者の業務範囲は当該諸室の改修業務のみであり、実際の燻蒸は市で行うとの理解でよろしいでしょうか。    | ご理解のとおりです。                       |

■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル      | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容  | 回答                                 |
|-----|--------------|-----------|----|-----|---|-----|-----|----|------|---|------------------------------------|
|     |              |           | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |   |                                    |
| 105 | 要求水準書<br>(案) | 燻蒸室 電源ルート | 29 | Ⅲ   | 2 | (1) | ③   |    |      | 燻蒸室において「既存照明器具の電源ルートの安全を確保する」とありますが、具体的内容をお示しいただけないでしょうか。 | 検討し、入札公告時にお示しします。                  |
| 106 | 要求水準書<br>(案) | アートライブラリー | 31 | Ⅲ   | 2 | (1) | ④   |    |      | 情報端末の設置も事業者の業務範囲でしょうか。                                    | ご理解のとおりです。                         |
| 107 | 要求水準書<br>(案) | 多目的スタジオ   | 33 | Ⅲ   | 2 | (1) | ⑤   |    |      | 暗幕を撤去した上で、新たに暗幕を設置するのでしょうか？<br>もしくは暗幕以外で遮光するお考えでしょうか。     | 事業者からの提案により、暗幕以外の遮光も可としています。       |
| 108 | 要求水準書<br>(案) | 基本方針      | 34 | Ⅲ   | 2 | (1) | ⑥   |    |      | 備品類に関しては備品リストにより想定されているメーカー等を公表いただけるとのことでよろしいでしょうか。       | ご理解のとおりです。                         |
| 109 | 要求水準書<br>(案) | 管理部門共通    | 34 | Ⅲ   | 2 | (1) | ⑥   |    |      | 貴市もしくは美術館として室内の使用状況が判る方が良いと考えている諸室についてお考えをご提示ください。        | 使用状況が判る諸室につきましては、応接室、会議室を想定しております。 |



■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル                | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容   | 回答  |
|-----|--------------|---------------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|--|---|
|     |              |                     | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |  |   |
| 110 | 要求水準書<br>(案) | 常設監視員室              | 36 | Ⅲ   | 2 | (1) | ⑥   |    |      | 事業者社員とありますが、これは業務に従事する者のことであり、事業者が直接雇用をするものではないとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 111 | 要求水準書<br>(案) | 清掃員控室               | 36 | Ⅲ   | 2 | (1) | ⑥   |    |      | 事業者が受託する清掃業務に従事する者が利用できる部屋とのことでよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 112 | 要求水準書<br>(案) | 躯体の補修方針             | 37 | Ⅲ   | 2 | (2) | ①   |    |      | 調査後に補修等が必要と認められたものに関しては別途市から支払われるとのことでよろしいでしょうか。   | 入札公告時にお示します。  |
| 113 | 要求水準書<br>(案) | 各諸室等の要求水準<br>①躯体・外装 | 37 | Ⅲ   | 2 | (2) | ①   |    |      | 外壁の改修については外壁の劣化調査を行いその結果により改修コストが決まりますが、入札公告時に外壁劣化調査資料は提示されるのでしょうか。されない場合は、入札時は概算となり、正式には業務受注後の調査となる為、増減対象としていただきたい。 | 参考資料として、閲覧資料の中に外壁全面打診調査報告書がございますので、ご参照ください。また、事業者による調査を踏まえて応札していただきますので、受注後の増減対象とは考えておりません。 |
| 114 | 要求水準書<br>(案) | 湯沸室                 | 37 | Ⅲ   | 2 | (2) | ⑥   |    |      | 1階湯沸室に関しては、事業者及び貴市職員様が利用する場所との理解で宜しいでしょうか。貴市職員様が利用される場合、使い勝手等の要望事項について御教示頂けると幸いです。                                   | ご理解のとおりです。流しと湯沸かしの他、冷蔵庫、食器棚等を設置するスペースが必要です。   |

■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル              | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容  | 回答  |
|-----|--------------|-------------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|---|---|
|     |              |                   | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |   |   |
| 115 | 要求水準書<br>(案) | 外装関係              | 38 | Ⅲ   | 2 | (2) | ①   |    |      | 補修内容、方法、範囲については、全面的な調査が必要であり、調査結果により補修方法等も変わってくると考えられます。提案段階では必要な費用等の算出が困難であり、どのような費用算出方法で提案を求められるのかお考えをご提示ください。  | 入札公告時にお示しします。   |
| 116 | 要求水準書<br>(案) | 外装関係              | 38 | Ⅲ   | 2 | (2) | ①   |    |      | 外装(タイル含む)並びに内装の破損箇所補修において、鋼製建具・ガラスの撤去を伴う改修が想定されます。改修後、撤去箇所を新規に復元する事になります。提案段階では箇所数を想定し入札金額に算入しますが、落札後、詳細調査と実施設計段階で、該当箇所数変動する事が想定されます。この場合、増減協議に応じて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。 | 入札公告時にお示しします。   |
| 117 | 要求水準書<br>(案) | 外装関係              | 38 | Ⅲ   | 2 | (2) | ①   |    |      | 外装壁に使用されている磁器質タイルは特注品と考えられます。十分な見本品の作成に尽力しますが、同等品見立ての仕上げは限界があると考えます。発注者と協議を行い妥協点を見出しながらの施工で可能との理解で宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりですが、建築意匠を継承する改修方針に反しないことが条件であり、市との十分な協議が必要となります。 |
| 118 | 要求水準書<br>(案) | 外装関係              | 38 | Ⅲ   | 2 | (2) | ①   |    |      | 入札公告後、参加者を対象に事前調査を行うため現地視察の機会が設けられると思います。目視判断のみならず専門工も同行させての調査を要する場合がございますので、複数回に渡り調査ができますよう取り計らいをお願いします。   | 質問No.14をご参照ください。  |
| 119 | 要求水準書<br>(案) | 新アプローチ<br>エスプラナード | 38 | Ⅲ   | 2 | (2) | ②   |    |      | 「立体作品を設置」とありますが、どのような立体作品の設置を想定されているのかご教示ください。(大きさ、基礎等の要不要等)  | 公募によるコンペを予定していますので、実施設計時に協議をお願いします。                     |

■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル                | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容  | 回答   |
|-----|--------------|---------------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|---|--|
|     |              |                     | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |   |  |
| 120 | 要求水準書<br>(案) | 新アプローチ<br>エスプラナード   | 38 | Ⅲ   | 2 | (2) | ②   |    |      | 立体作品については貴市にて調達、設置するとのことですのでよろしいでしょうか。                      | ご理解のとおりです。                                 |
| 121 | 要求水準書<br>(案) | 各諸室等の要求水準<br>①躯体・外装 | 38 | Ⅲ   | 2 | (2) | ①   |    |      | 外部ガラスは全て取り換えとなるのでしょうか。                                      | 入札公告時にお示しします。                              |
| 122 | 要求水準書<br>(案) | 各諸室等の要求水準<br>②外構等   | 38 | Ⅲ   | 2 | (2) | ②   |    |      | 外構計画において、風致地区でもあり新しいアプローチ計画を行うにあたって、現状の敷地内の樹種についてご教示ください。   | 事業者による現地調査にて確認ください。                        |
| 123 | 要求水準書<br>(案) | 西サービスヤード            | 39 | Ⅲ   | 2 | (2) | ②   |    |      | 駐車台数6台分以上とありますが、車両の大きさ(大型車、普通車、乗用車等)についてご想定されているものをご提示ください。 | ギャラリー利用者の駐車を想定しているため、車両の大きさは普通自動車を考えております。 |
| 124 | 要求水準書<br>(案) | 駐車場・駐輪場             | 39 | Ⅲ   | 2 | (2) | ②   |    |      | バイク対応の必要台数をご提示ください。   | バイクの台数につきましては、3台以上駐車可能となりますよう計画してください。     |

■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル         | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容  | 回答  |
|-----|--------------|--------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|---|---|
|     |              |              | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |   |   |
| 125 | 要求水準書<br>(案) | 駐車場・駐輪場      | 39 | Ⅲ   | 2 | (2) | ②   |    |      | 作品搬入時に利用される最大の車両寸法等をご提示ください。  | 作品搬入時に、駐車場は利用できません。南側エントランス前のスペースを利用しております。 |
| 126 | 要求水準書<br>(案) | 外部サイン        | 40 | Ⅲ   | 2 | (2) | ③   |    |      | バナーの設置数について想定される数、大きさをご提示ください。  | 事業者提案とします。                                  |
| 127 | 要求水準書<br>(案) | アスベスト対策      | 40 | Ⅲ   | 2 | (2) | ④   |    |      | アスベストが含有されている可能性のあるものとしてご提示いただいておりますが、数量や有無等についての事前調査(提案前)は貴市にて行い、参加者に提示いただけるのでしょうか。事前調査をしていただけない場合には、事業開始後に事業者が調査し、判明したものの処理費等は別途貴市が負担していただけるとのことでよろしいでしょうか。 | 入札公告時にお示しします。なお、数量等の算定は、事業者による事前調査にてお願いします。 |
| 128 | 要求水準書<br>(案) | アスベスト対策      | 40 | Ⅲ   | 2 | (2) | ④   |    |      | 天井、壁、床の建材に関しては、アスベストが含有されている可能性があるとしていますが、配管・ダクト等の保温材は含まれていないものとして理解してよろしいでしょうか。  | 入札公告時にお示しします。                               |
| 129 | 要求水準書<br>(案) | 建築設備に関する要求水準 | 41 | Ⅲ   | 3 | (2) |     |    |      | 2014年に施工された「福岡市美術館緊急改修工事」の内容について提示願います。   | 入札公告時にお示ししますが、既存格納庫等の収蔵庫化工事を行っています。         |

■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル              | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容   | 回答   |
|-----|--------------|-------------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|--|--|
|     |              |                   | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |  |  |
| 130 | 要求水準書<br>(案) | 各諸室等の要求水準<br>空調設備 | 42 | Ⅲ   | 3 | (2) | ②   |    |      | 展示ガラスケース内に空調設備を施すようになっていますが、今後、設計を進めていく中で文化庁及び東文研との協議の中で「空調無し」でもよいとの協議結果になった場合は、空調なしでも宜しいでしょうか。          | 展示ケースと展示室内の空調系統の細分化を計画しています。また、清浄な空気環境下で安全に展示し、来館者に観覧していただくことを目的とした設備ですので、空調設備は必ず設置してください。 |
| 131 | 要求水準書<br>(案) | 各諸室等の要求水準<br>空調設備 | 42 | Ⅲ   | 3 | (2) |     |    |      | FCUは必須でしょうか。LCC低減提案のためにも空調方式については、提案とさせていただきます。  | FCUは必須ではありません。事業者からの提案を求めます。   |
| 132 | 要求水準書<br>(案) | 配管設備              | 43 | Ⅲ   | 3 | (2) |     |    |      | 2014年度に行った緊急改修工事の仕様、範囲等については公表いただけるとの事によろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 133 | 要求水準書<br>(案) | 給排水衛生設備           | 44 | Ⅲ   | 3 | (3) |     |    |      | 給排水配管は全面更新することとなっていますが、屋内配管設備で埋設部分はないと考えてよろしいでしょうか。また、撤去するのが困難な場合、配管を残置し別ルートで配管するものと理解してよろしいでしょうか。       | 給排水配管の埋設部分がございます。また、撤去困難な場合はご理解のとおりです。   |
| 134 | 要求水準書<br>(案) | 各諸室等の要求水準<br>消火設備 | 45 | Ⅲ   | 3 | (2) |     |    |      | ハロン消火設備となっていますが、現在の社会情勢から施工時入手困難になる可能性があります。その場合、他のガス消火となりますが、その場合、コストアップ及びボンベ庫の面積拡大に対する対応はどの様にお考えでしょうか。 | 将来リスクは現在考えておりませんので、現在のハロン消火を予定しています。   |

■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル               | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容   | 回答  |
|-----|--------------|--------------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|--|---|
|     |              |                    | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |  |   |
| 135 | 要求水準書<br>(案) | 各諸室等の要求水準<br>電灯設備  | 45 | Ⅲ   | 3 | (2) |     |    |      | 高所に設置する照明器具は、電動昇降装置付きとなっておりますが、LEDの場合長寿命化が図れるため不要であると考え<br>てよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。該当箇所を修正します。                                       |
| 136 | 要求水準書<br>(案) | スポット照明             | 49 | Ⅲ   | 3 | (4) |     |    |      | 常設展示室(近現代美術室、特別展示室B+日本画工芸室)のスポット照明に関して、美術館仕様LED(RA95以上)と<br>するとありますが、P51の市民ギャラリーでの美術館仕様LED<br>(RA93以上)と別仕様で構わないという理解で宜しいでしょ<br>うか。                                       | ご理解のとおりです。  |
| 137 | 要求水準書<br>(案) | 各諸室等の要求水準<br>昇降機設備 | 53 | Ⅲ   | 3 | (5) |     |    |      | 要求水準では1号機の積載荷重が3000kgとなっております。国<br>内大手エレベーターメーカーでは、油圧エレベーターの取り<br>扱いをやめており、また、機械室レスでは2500kgまでしか製<br>造していませんが、どの様なメーカーでお考えでしょうか。も<br>しくは、屋根の上部に機械室を増築しての対応となるのでは<br>しょうか。 | 検討し、入札公告時にお示しします。   |
| 138 | 要求水準書<br>(案) | 各諸室等の要求水準<br>昇降機設備 | 53 | Ⅲ   | 3 | (5) |     |    |      | 既設のエレベーターシャフトで要求水準のエレベーターが設<br>置できるかが不明瞭です。現状のエレベーターの仕様をご教<br>示ください。また、エレベーターの確認申請の図面をご提示<br>お願いします。   | 検討し、入札公告時にお示しします。   |
| 139 | 要求水準書<br>(案) | 舞台機構設備             | 53 | Ⅲ   | 3 | (4) |     |    |      | 緞帳、幕等の幕設備を全面更新することとなっておりますが、<br>デザインは既設を踏襲するのでしょうか。それとも刷新するの<br>でしょうか。刷新する場合、デザイン選定の手順はブランディ<br>ング業務同様と理解してよろしいでしょうか。  | 事業者提案とします。また、ブランディング業務と同様の手順<br>は不要です。実施設計及び施工中での提案をお願いします。 |

■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル       | 箇所 |     |   |     |     |     |      | 内容   | 回答  |
|-----|--------------|------------|----|-----|---|-----|-----|-----|------|--|---|
|     |              |            | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ  | (カナ) |  |   |
| 140 | 要求水準書<br>(案) | 備品         | 54 | Ⅲ   | 4 | (2) |     |     |      | 什器・備品の購入はリース方式(事業者が所有)による調達でもよろしいでしょうか。  | 市に帰属する備品につきましては、原則として購入を想定しています。詳細は、入札公告時にお示しします。 |
| 141 | 要求水準書<br>(案) | その他の注意事項   | 55 | Ⅲ   | 5 | (2) |     |     |      | 工事中も稼働させる収蔵庫は、受変電設備及び非常用発電機設備の更新工事については仮設電源での対応となるのでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 142 | 要求水準書<br>(案) | 着工前業務      | 58 | Ⅲ   | 7 | (3) | エ   | (ア) |      | 各種申請業務の中で「建築確認申請等に準じた工事」とは具体的にどのような工事でしょうか。  | 「建築確認申請に準じた」部分を削除訂正します。                           |
| 143 | 要求水準書<br>(案) | 樹木の解体・撤去業務 | 58 | Ⅲ   | 7 | (3) | ①   | ウ   | (ア)  | 「樹木の解体・撤去については、風致地区であることから、原則として移植を検討し、撤去する場合など所管部局との協議を必ず行うこと」となっていますが、資料2の他に樹木の種類、大きさ等詳細について記載された図面、リスト等はありませんでしょうか。 | 質問NO.122をご参照ください。                                 |
| 144 | 要求水準書<br>(案) | 事務所移転業務    | 61 | Ⅳ   | 2 | (3) | ①   |     |      | 事務所の移転に必要な期間についてご提示ください。   | 平成28年12月までの移転を予定しています。                            |

■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル              | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容  | 回答  |
|-----|--------------|-------------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|---|---|
|     |              |                   | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |   |   |
| 145 | 要求水準書<br>(案) | 収蔵品移転業務           | 61 | IV  | 2 | (3) | ②   |    |      | 収蔵品の移転時期(改修工事開始前〇〇日等)、必要期間についてご提示ください。  | 平成28年12月までの移転を予定しています。  |
| 146 | 要求水準書<br>(案) | 業務実施に係る条件等        | 61 | IV  | 2 | (1) |     |    |      | 収蔵品等情報システムの開発とはどの程度のシステムを想定しているのでしょうか。  | 入札公告時にお示しします。   |
| 147 | 要求水準書<br>(案) | 移転に伴う支援業務         | 62 | IV  | 3 | (2) |     |    |      | 移転に伴い、事故・施設の損傷等があった場合の責任は、市及び帰責者(移転事業者)であり、事業者に責任、修繕等の費用負担はないものとの理解でよろしいでしょうか。                                  | ご理解のとおりです。  |
| 148 | 要求水準書<br>(案) | 休館中の施設の維持管理に関する業務 | 62 | IV  | 3 | (1) |     |    |      | 「収蔵品の盗難がないよう警備を行うこと。なお、異常発生時に即座に対応できる方法であれば常駐を必須とはしない」とあります。<br>本施設の場合、「即座」の定義として、機械警備で、異常発報受信後の到着目標時間をご教示ください。 | 盗難がないことを要求水準としており、到着目標時間は定めません。                                   |
| 149 | 要求水準書<br>(案) | 美術館リーフレットの作成      | 63 | IV  | 3 | (4) | ①   |    |      | 長期的な使用とありますが、貴市もしくは美術館がお考えの期間をご提示ください。  | 特に期間は想定していません。なお、現在のリーフレットは文字情報を適宜修正しながら、デザイン自体は平成14年から継続使用しています。 |



■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル           | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容   | 回答                      |
|-----|--------------|----------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|--|-------------------------|
|     |              |                | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |  |                         |
| 150 | 要求水準書<br>(案) | オープニングイベント等の開催 | 63 | IV  | 3 | (4) | ②   |    |      | リニューアルオープン時に開催する特別企画展の内容については、いつごろまでに決定する予定でしょうか。                        | 概略については平成29年中に決定する予定です。 |
| 151 | 要求水準書<br>(案) | その他の広報業務       | 63 | IV  | 3 | (4) | ③   |    |      | 貴市にて説明会や内覧会等を実施する予定はあるのでしょうか。ある場合には、どのような規模等であるかご提示ください。                 | 現時点で予定しているものはございません。    |
| 152 | 要求水準書<br>(案) | 美術館リーフレットの作成   | 63 | IV  | 3 | (4) | ①   |    |      | 「美術館を紹介するリーフレットをデザインし作成すること」となっていますが、作成部数(総部数、4か国語毎の部数)、作成頻度についてご教示ください。 | 事業者提案とします。              |
| 153 | 要求水準書<br>(案) | 美術館リーフレットの作成   | 63 | IV  | 3 | (4) | ①   |    |      | 「リーフレットは4か国語(日、英、中、韓)で対応すること」とありますが、1か国語ごとにリーフレットを作成する必要があるのでしょうか。       | 事業者提案とします。              |
| 154 | 要求水準書<br>(案) | オープニングイベント等の開催 | 63 | IV  | 3 | (4) | ②   |    |      | リニューアルオープンのイベントの招待、招待状、招待客の選定は市、事業者どちらの業務になるのでしょうか。                      | 市と事業者で協力して実施します。        |

■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル            | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容  | 回答  |
|-----|--------------|-----------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|---|---|
|     |              |                 | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |   |   |
| 155 | 要求水準書<br>(案) | 特別企画展開催準備<br>業務 | 64 | IV  | 3 | (6) |     |    |      | 業務内容は「IV」の3の(2)の④のアに準ずるとありますが、「VI」ではないでしょうか。  | ご指摘のとおりです。該当箇所を修正します。   |
| 156 | 要求水準書<br>(案) | 建築物保守管理業務       | 65 | V   | 3 | (1) | ①   |    |      | 今回の事業で改修等を行わず既存のままのところについては修繕等は範囲外とのことでよろしいでしょうか？実情が不明であり現況では修繕計画等の想定が不可能です。  | 入札公告時にお示しします。   |
| 157 | 要求水準書<br>(案) | 什器備品            | 65 | V   | 1 |     |     |    |      | 維持管理上必要な備品(中央監視室・警備室・宿直室・清掃員控室(机・椅子・ロッカー)、施設備品(傘立て、ゴミ箱、サインスタンド、汚物入れ、雨用マット等)、防災備品、非常用食料(事業者用)等)について、設置者(費用負担)、所有区分等をご教示ください。 | 入札公告時にお示しします。   |
| 158 | 要求水準書<br>(案) | 長期修繕計画の提出       | 65 | V   | 2 | (1) |     |    |      | 「事業提案として長期修繕計画の提出を受けるものとする」とありますが、修繕計画自体は参考資料であり、実際に事業者が実施する修繕とは関連がないものとの理解でよろしいでしょうか。                                      | 提案いただいた長期修繕計画を踏まえ、実状にあわせた上で、改めて維持管理業務計画を策定し、業務遂行していただくことを想定しています。 |
| 159 | 要求水準書<br>(案) | 緊急修繕業務          | 65 | V   | 3 | (1) | ②   | エ  |      | 施設利用者や不審者の故意または過失で生じた破損は事業者の責めによらないものであり、その修繕については市の帰責事由として、市負担という理解でよろしいでしょうか。   | 入札公告時にお示しします。   |

■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル            | 箇所 |     |   |     |     |    |                   | 内容  | 回答  |
|-----|--------------|-----------------|----|-----|---|-----|-----|----|-------------------|---|---|
|     |              |                 | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ)              |   |   |
| 160 | 要求水準書<br>(案) | 建築物保守管理 業務      | 68 | V   | 3 | (1) | ③   | イ  | (ア)<br>(ウ)<br>(エ) | 「展示替えに伴って発生する破損等の修復」に係る費用は、本事業費とは別に貴市にご負担いただけたとの認識でよろしいでしょうか。   | サービス対価に含まれます。   |
| 161 | 要求水準書<br>(案) | 運転・監視           | 69 | V   | 3 | (2) | ②   | ア  |                   | 運転・監視業務の業務時間の記載がされていませんが、配置条件(人数、時間等)は特になく、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。要求水準を満たすようご対応ください。                          |
| 162 | 要求水準書<br>(案) | 空調・換気設備         | 70 | V   | 3 | (2) | ③   | イ  | (ア)               | 温湿度について、夏季と冬季に分けて要求水準が記載されておりますが、夏季・冬季とは具体的に何月から何月を指すのでしょうかご教示ください。   | 5月1日-9月30日(夏季)、10月1日-4月30日(冬季)を想定しています。               |
| 163 | 要求水準書<br>(案) | 施設備品等保守管理<br>業務 | 71 | V   | 3 | (3) | ①   |    |                   | 市が設置するもの、既存を利用するものについては対象外とのことでよろしいでしょうか。どの程度の保守等が必要か提案前に判断することが困難です。   | 市が設置するもの、既存利用の備品につきましても維持管理の対象となります。詳細は、入札公告時にお示しします。 |
| 164 | 要求水準書<br>(案) | 植栽管理            | 72 | V   | 3 | (4) | ④   |    |                   | 「北庭部分における記念植樹の管理及び除草については福岡県が実施する」とありますが、台風等の自然災害で記念植樹自体に損傷及び記念植樹により周辺の樹木や建物、利用者への被害が発生した場合は福岡県で対応(福岡県のリスク)という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。  |

■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル           | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容  | 回答   |
|-----|--------------|----------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|---|--|
|     |              |                | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |   |  |
| 165 | 要求水準書<br>(案) | 定期清掃業務         | 72 | V   | 3 | (5) | ②   |    |      | 業務の実施回数は事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。                               | ご理解のとおりです。   |
| 166 | 要求水準書<br>(案) | 清掃用具・衛生消耗品等の負担 | 74 | V   | 3 | (5) | ③   | オ  | (ア)  | トイレtpペーパー等の衛生消耗品の使用実績等があればご提示願います。                              | 平成26年度の発注実績と発注見込の合算として、トイレtpペーパー(100m・60入)が95、ポリ袋(45L・600枚入)が10、ポリ袋(90L・300枚入)が3、汚物入れ用ポリ袋(2500枚入)が1、水石鹼(18L)が12となります。なお、この実績は本回答にあたり、現在の委託業者が集計したものであり、その正確性について市は責任を負いません。利用者数等については過去の実績をお示ししていますので、事業者のご経験やノウハウを活用しご検討ください。 |
| 167 | 要求水準書<br>(案) | 定期清掃業務         | 74 | V   | 3 | (5) | ③   | ウ  | (カ)  | ガラス清掃は丸環対応でしょうか。あるいはバルコニーが設置されている等で特に専用器具を用いずに対応できる設計なのでしょうか。   | 現状丸環での清掃を必要とする箇所はありません。外観からご判断いただけたと思いますので、事業者において必ず現地をご確認ください。  |
| 168 | 要求水準書<br>(案) | 衛生消耗品の負担       | 74 | V   | 3 | (5) | ③   | オ  | (ア)  | 現在の美術館管理における衛生消耗品(トイレtpペーパー、手洗い石鹼、ゴミ袋、汚物入れ等)の使用量についてご教示ください。    | 質問No.166をご参照ください。  |
| 169 | 要求水準書<br>(案) | ごみの収集・集積       | 74 | V   | 3 | (5) | ③   | オ  | (ウ)  | 事業者の業務範囲は、ごみを所定の場所に収集・集積するのみであり、処分は市が費用負担も含め実施するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、独立採算事業における廃棄物は事業者の責任と費用により処分する必要があります。   |

■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル     | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容   | 回答  |
|-----|--------------|----------|----|-----|---|-----|-----|----|------|--|---|
|     |              |          | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |  |   |
| 170 | 要求水準書<br>(案) | ごみの収集・集積 | 74 | V   | 3 | (5) | ③   | オ  | (ウ)  | 廃棄物管理責任者の選任が必要になることが想定されますが、市側で選任されるとの理解でよろしいでしょうか。  | 選任は不要と考えます。   |
| 171 | 要求水準書<br>(案) | ごみの収集・集積 | 74 | V   | 3 | (5) | ③   | オ  | (ウ)  | 過去5年間のゴミ処分の内訳、数量及び費用を提示願います。   | 市の直営収集のため費用の負担はありません。独立採算業務については把握していません。   |
| 172 | 要求水準書<br>(案) | 窓口業務     | 75 | V   | 3 | (6) | ②   | ア  |      | 不審者の侵入を防止し、施設内の物品の持ち出しを阻止するとありますが、施設内の物品盗難に対する責任はどのような整理になるのか(市が付保する保険の範囲に含まれるのか等)ご教示ください。 | 入札公告時にお示しします。   |
| 173 | 要求水準書<br>(案) | 留意事項     | 75 | V   | 3 | (5) | ④   | エ  |      | 「清掃道具の貸与など市からの協力要請があった場合には事業者は応じること」とありますが、その場合の経費負担者を明示願います。また、貸与する場合の内容と数量をご教示ください。      | 収蔵庫清掃の際に、ほうきや雑巾など事業者が保有する道具を借用するなど、事業者が日常的な清掃において用いている道具の利用を想定しており、新たに経費負担が発生することは想定していません。したがって、市は費用を負担しません。 |
| 174 | 要求水準書<br>(案) | 共通       | 76 | V   | 3 | (6) | ③   | ア  |      | 催事、イベント時の警備については、通常時の範囲を超えるものについては別途費用と考えてよろしいでしょうか。主催者により、どの程度の警備を求められるかの想定が困難です。         | 催事、イベント時に通常時と異なる警備が発生する場合は主催者負担とします。  |

■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル  | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容   | 回答   |
|-----|--------------|-------|----|-----|---|-----|-----|----|------|--|--|
|     |              |       | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |  |  |
| 175 | 要求水準書<br>(案) | 警備業務  | 76 | V   | 3 | (6) | ③   | エ  |      | 機械警備の設置について、設置基準の指定はありますか。また、現行の機械警備に関する情報についてご教示ください。   | 要求水準書(案)P75、P76に記載のとおりです。なお、現状は、閉館時間中、大濠公園側からの侵入を赤外線により監視しています。                                |
| 176 | 要求水準書<br>(案) | 監視カメラ | 76 | V   | 3 | (6) | ②   | ア  |      | 窓口業務を行う警備員の配置条件(人数、時間等)は特になく、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。要求水準を満たすようご対応ください。なお、24時間有人警備とします。   |
| 177 | 要求水準書<br>(案) | 共通    | 76 | V   | 3 | (6) | ③   | ア  |      | 「催事、イベント時の警備」に関して、市と協議した結果、催事やイベント期間中のみ警備員を増員することになった場合の警備費用は別途協議ということよろしいでしょうか。                                     | 質問No.174をご参照ください。  |
| 178 | 要求水準書<br>(案) | 共通    | 76 | V   | 3 | (6) | ③   | ア  |      | 「最大滞留者数」ですが、現在の設定人数を提示願います。  | 滞留者数について特に設定人数はありません。該当箇所を修正します。   |
| 179 | 要求水準書<br>(案) | 特記事項  | 77 | V   | 3 | (7) | ④   |    |      | 美術品の保全を目的とした収蔵エリアおよび展示室の防虫・殺虫処置や各種調査等については、市が行うとありますが、事業者として必要な協力で想定されているものについてご教示ください。<br>また、どの程度のサイクルで行うのかご教示ください。 | 作品移動時、近くに備品などを置かないといった配慮等をお願いします。なお、現在、虫トラップは年に4回、空中浮遊塵調査・浮遊菌調査は年1回、空間噴霧は年3回、燻蒸処置は年2回程度行っています。 |

■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル              | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容  | 回答  |
|-----|--------------|-------------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|---|---|
|     |              |                   | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |   |   |
| 180 | 要求水準書<br>(案) | 環境衛生管理業務          | 77 | V   | 3 | (7) | ③   | ア  |      | 「建築保全業務共通仕様書」の最新版に基づき実施」とありますが、入札時における最新版という理解でよろしいでしょうか。事業期間に建築保全業務共通仕様書が改定され、現時点では事業者が想定できない仕様の変更(費用増額)も考えられます。事業期間に常に最新版で実施する必要があるのであれば、費用の増減について市との協議とさせただけではないでしょうか。 | 事業期間に常に最新版で実施する必要があります。なお、最新版の更新に伴う対応については、市と事業者で協議を行い決定することとします。 |
| 181 | 要求水準書<br>(案) | 環境衛生管理業務          | 77 | V   | 3 | (7) | ③   | ア  |      | 「建築保全業務共通仕様書」の最新版に基づき実施」とありますが、環境衛生管理業務のみを対象とし、その他維持管理業務は適用されず、作業方法や頻度等については事業者提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 182 | 要求水準書<br>(案) | 環境衛生管理業務          | 77 | V   | 3 | (7) | ④   |    |      | 収蔵エリアや展示室の防虫・殺虫処置や各種調査等の「必要な協力」とは具体的にはどのような内容を想定されているのでしょうか。  | 質問No.179をご参照ください。   |
| 183 | 要求水準書<br>(案) | 業務実施に係る 条件等       | 78 | VI  | 2 | (2) |     |    |      | 「来館者に迷惑がかかる恐れのある者に対しては入館制限を行うこと。」とありますが、入館制限の基準、運用規定等がありましたらご教示ください。  | 福岡市美術館条例第7条をご参照ください。  |
| 184 | 要求水準書<br>(案) | リニューアル後の旧館日及び開館時間 | 79 | VI  | 2 | (3) | ③   |    |      | 開館時間等については提案となっておりますが、ご提案させていただいた開館日や開館時間に貴市の職員もご対応いただけるのでしょうか。   | 必要に応じて対応します。  |

■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル         | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容   | 回答  |
|-----|--------------|--------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|--|---|
|     |              |              | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |  |   |
| 185 | 要求水準書<br>(案) | 開館時間         | 79 | VI  | 2 | (3) | ③   | エ  |      | 「部分開館は可とする」とありますが、現在も部分開館されているのでしょうか。その場合の開館状況についてご教示ください。                         | 現在部分開館は実施していません。  |
| 186 | 要求水準書<br>(案) | 観覧料等         | 79 | VI  | 2 | (4) | ①   |    |      | 特別展示観覧の金額が一人につき2,000円以内で教育委員会が定める額とありますが、価格は毎回変更されているのでしょうか。                       | ご理解のとおりです。特別企画展ごとに異なります。  |
| 187 | 要求水準書<br>(案) | 業務の範囲及びその分担  | 81 | VI  | 2 | (5) |     |    |      | 特別企画展等に関しては、提案時には年間での程度の回数、規模を想定すればよろしいでしょうか。                                      | 回数は年度により、規模も企画により異なります。要求水準書(案)に添付している福岡市美術館活動の記録を参考に、過去の実績を踏まえご提案ください。                                       |
| 188 | 要求水準書<br>(案) | 受付案内業務(電話対応) | 81 | VI  | 3 | (1) | ①   | ア  |      | 受付案内等の電話対応業務の実施場所を指定しないとのことですが、現在実施している場所についてご教示ください。                              | 現在、運営課内に配置しています。  |
| 189 | 要求水準書<br>(案) | 提示物管理業務      | 83 | VI  | 3 | (1) | ①   | エ  |      | 現在、福岡市交通局と年間契約されているポスター掲示場所は本事業開始後も貴市にて契約を継続されるのでしょうか。その場合に箇所数、大きさ等に指定があればご提示ください。 | 要求水準書(案)P83記載のとおり、事業者提案としますので、契約も事業者が行ってください。現在、大濠公園駅の3番出口横の壁面掲示スペース(2か所・1か所あたり2.34㎡)の使用許可を受けています。現地をご確認ください。 |



■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル               | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容  | 回答  |
|-----|--------------|--------------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|---|---|
|     |              |                    | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |   |   |
| 190 | 要求水準書<br>(案) | 特別展示室及びギャラリーに関する業務 | 83 | VI  | 3 | (1) | ②   | ア  |      | 「効果的な広報が見込まれる施設・機関等」として、貴市で現在配架している所があればご教示ください。  | 現在は、情報プラザ、区役所、公民館など市の関係機関に送付しています。  |
| 191 | 要求水準書<br>(案) | 特別展示室及びギャラリーに関する業務 | 83 | VI  | 3 | (1) | ②   | ア  |      | 展示に必要な関係備品で無料で貸し出しているものはどのようなものがあるのでしょうか。<br>また、本事業においてそれらの調達は貴市の負担でしょうか。   | 要求水準書(案)P83に記載のとおりです。なお、事業者が調達してください。   |
| 192 | 要求水準書<br>(案) | 窓口業務               | 83 | VI  | 3 | (1) | ①   | エ  |      | 地下鉄大濠公園駅にポスター掲示場所については、事業者からの提案が採用されれば交通局と契約できるとの認識でよろしいでしょうか。  | 事業者が使用を希望する時点での掲示場所の使用状況等によりますので、契約について確約はできません。  |
| 193 | 要求水準書<br>(案) | 施設の貸出等に関する業務       | 83 | VI  | 3 | (1) | ②   | ア  |      | 「特別展示室及びギャラリーに関する業務」については、「リニューアル後の選考方法や選考基準等については、事業者の意見を踏まえながら、閉館期間中に再検討する。」となっております。事業者として提案が難しい状況ですが、入札公告時には、もう少し具体的な条件をお示しいただけるのでしょうか。 | 現状の選考方法は記載のとおりです。またリニューアル後についても記載のとおりです。ご記載の趣旨は配置人数の提案と理解しますが、その提案のために必要な条件とは具体的にどのようなものか、次の機会にご提示ください。 |
| 194 | 要求水準書<br>(案) | 施設の貸出等に関する業務       | 83 | VI  | 3 | (1) | ②   | イ  |      | 「講堂、多目的スタジオに関する業務」については、「リニューアル後の利用申請のあり方については、事業者の意見を踏まえながら、閉館期間中に再検討する。」となっております。事業者として提案が難しい状況ですが、入札公告時には、もう少し具体的な条件をお示しいただけるのでしょうか。     | 質問No.193をご参照ください。   |

■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル                      | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容   | 回答   |
|-----|--------------|---------------------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|--|--|
|     |              |                           | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |  |  |
| 195 | 要求水準書<br>(案) | 掲示物管理業務                   | 83 | VI  | 3 | (1) | ①   | エ  |      | 「福岡市交通局と年間契約で福岡市営地下鉄大濠公園駅構内のポスター掲示場所を借りている」とありますが、事業者が継続しての使用を提案した場合は、使用料等は市でご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。事業者で負担する場合は現在の使用料、掲示スペース等、詳細についてご教示ください。 | 使用料はサービス対価に含まれます。なお、現在の使用料は、土地建物使用料535,680円、電気料相当額38,580円、合計574,260円となっています。その他質問No.189をご参照ください。 |
| 196 | 要求水準書<br>(案) | 掲示物管理業務                   | 83 | VI  | 3 | (1) | ①   | エ  |      | <特記事項><br>地下鉄大濠公園駅構内ポスター掲示のシステムを教えてください。   | 現在は、掲示箇所の鍵を美術館が保有しており、美術館職員が適宜掲示しています。   |
| 197 | 要求水準書<br>(案) | 利用者が関係備品を紛失・毀損した場合の弁償について | 84 | VI  | 3 | (1) | ②   | アイ |      | 利用者が関係備品を紛失・毀損した場合、利用者に弁償させることとありますが、万が一弁償できなかった場合はどのような措置をご検討でしょうか。   | ご質問のような事態に対する対応については現時点では想定していません。個別の事案ごとに判断することになると考えます。  |
| 198 | 要求水準書<br>(案) | その他施設利用に関する業務             | 85 | VI  | 3 | (1) | ②   | オ  |      | 現在、貴市で使用している車いす、ベビーカーの台数をご教示ください。  | 現在、車いす11台、ベビーカー7台、シルバーカー2台を使用しています。  |
| 199 | 要求水準書<br>(案) | 駐車場の有料化について               | 85 | VI  | 3 | (1) | ②   | エ  |      | 仮に駐車場が有料となり、これに関連して事業者側に追加費用が発生した場合は市の負担との認識でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |

■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル          | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容  | 回答                                      |
|-----|--------------|---------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|---|---|
|     |              |               | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |   |   |
| 200 | 要求水準書<br>(案) | 収蔵品等情報システム    | 85 | VI  | 3 | (1) | ②   | ウ  |      | 「収蔵品等情報システムのデータ更新については市が行う」とありますが、収蔵品等情報システムの故障時の修繕、更新等についても市が行うとの理解でよろしいでしょうか。                                 | 同所に記載のとおりです。運用とトラブル対応は事業者の業務とします。       |
| 201 | 要求水準書<br>(案) | 駐車場に関する業務     | 85 | VI  | 3 | (1) | ②   | エ  |      | 「駐車場の利用を有料化も含め検討している」とありますが、有料化した場合の運用方法について現在の検討状況をご教示ください。(発券機・精算機の設置、管理方法)                                   | 現在検討中であり、教示できる内容がありません。                 |
| 202 | 要求水準書<br>(案) | 駐車場に関する業務     | 85 | VI  | 3 | (1) | ②   | エ  |      | 「駐車場の利用を有料化も含め検討している」とありますが、有料化した場合に発生する費用(管制装置の設置工事費、保守点検費、消耗品費、料金徴収業務にかかる人件費等)については別途市に負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。                              |
| 203 | 要求水準書<br>(案) | その他施設利用に関する業務 | 85 | VI  | 3 | (1) | ②   | オ  |      | 事業者が継続使用可能な市が現在使用している車椅子及びベビーカーの数量についてご教示ください。  | 質問No.198をご参照ください。                       |
| 204 | 要求水準書<br>(案) | 駐車場に関する業務     | 85 | VI  | 3 | (1) | ②   | エ  |      | 駐車場の有料化などに備えるための検討資料として、現時点での利用実績を提示願います。   | 平成24年度の利用実績は16,270台です。なお、利用時間の統計はありません。 |

■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル          | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容   | 回答  |
|-----|--------------|---------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|--|---|
|     |              |               | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |  |   |
| 205 | 要求水準書<br>(案) | 駐車場に関する業務     | 85 | VI  | 3 | (1) | ②   | エ  |      | 現在の駐車場の管理は、有人の警備員による管理となっていますが、機械管理とすることは可能でしょうか。      | 同所記載のとおり、大濠公園園路の駐車を管理することが条件となりますので、有人警備が前提と考えています。条件を満たす方法があれば提案は可能とします。 |
| 206 | 要求水準書<br>(案) | 常設展及び常設企画展    | 86 | VI  | 3 | (2) | ①   | ア  |      | リニューアル後の常設展の企画及び設営・展示替えは年間どの程度行う想定でしょうか。               | 現状と同程度を想定しています。   |
| 207 | 要求水準書<br>(案) | 観覧料収納業務       | 86 | VI  | 3 | (2) | ①   | ウ  |      | 取り扱う電子マネーの種類について、ご指定もしくは最低限のご要望があればご教示ください。            | 現状は交通系電子マネーに対応していますので、それを最低条件とします。  |
| 208 | 要求水準書<br>(案) | 展示作品の盗難、損傷の防止 | 86 | VI  | 3 | (2) | ①   | イ  |      | 万が一展示作品について来館者による盗難、損傷等があった場合の措置についてご教示ください。           | 盗難・損傷に対するリスク分担のお尋ねと理解します。入札公告時にお示しします。                                    |
| 209 | 要求水準書<br>(案) | 特別企画展         | 87 | VI  | 3 | (2) | ④   | ア  |      | 現在は貴市が専任職員を1名配置されているとのことですが、リニューアル後も引き続き配置されるご予定でしょうか。 | 同所記載のとおりです。事業者の業務となりますので、市は配置しません。  |

■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル         | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容  | 回答  |
|-----|--------------|--------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|---|---|
|     |              |              | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |   |   |
| 210 | 要求水準書<br>(案) | 特別企画展        | 88 | VI  | 3 | (2) | ④   | ア  |      | 特別企画展の開催回数、期間については公表いただいた美術館活動記録に記載されている程度を想定すればよろしいでしょうか。                          | ご理解のとおりです。  |
| 211 | 要求水準書<br>(案) | 特別企画展等       | 88 | VI  | 3 | (2) | ④   | ア  |      | 「特別展示室前ロビーに物販スペースを設置することがあるため、商品の管理には十分留意すること。」とありますが、商品の管理は実行委員会が行うとの認識でよろしいでしょうか。 | 原則ご理解のとおりですが、実行委員会の事務局は事業者の業務となる点をご確認ください。  |
| 212 | 要求水準書<br>(案) | 広報物に関する業務    | 89 | VI  | 3 | (3) | ①   | ア  |      | 広報物の年間制作数、配布数についてご想定の数量があればご教示ください。<br>もし、ご想定された数量が無い場合は、実績数はどの程度でしょうか。             | 市において特に想定はなく、事業者提案とします。なお、総合パンフレットは、日本語版を年間2,750部、英語版を1,500部(いずれもH22～25の4カ年平均)、年間スケジュールは年間20,000部(H26実績)、広報誌は1回あたり6,000部(H26実績)作成しています。   |
| 213 | 要求水準書<br>(案) | 広報業務         | 89 | VI  | 3 | (3) | ①   | ア  |      | 「総合パンフレット、年間スケジュール、広報誌を制作及び配布を行う。」となっておりますが、作成部数、作成頻度、配布先についてご教示ください。               | 作成部数は質問No.56をご参照ください。<br>作成頻度は同所記載のとおりです。<br>配布先は効果的な広報を踏まえた事業者提案とします。<br>なお、配布先は多岐に渡り、また広報物により異なります。主な配布先としては、市の関係機関をはじめとして、全国の美術館・博物館、美術関係の企業団体、高校・大学などの教育機関、観光案内所やホテル、作品の寄贈者などがあります。 |
| 214 | 要求水準書<br>(案) | ホームページに関する業務 | 90 | VI  | 3 | (3) | ①   | イ  |      | 市の要請以外で画像を公開する場合に発生する著作権料等は事業者の負担ということでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |

■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル                   | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容   | 回答   |
|-----|--------------|------------------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|--|--|
|     |              |                        | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |  |  |
| 215 | 要求水準書<br>(案) | ホームページへの美術作品の画像公開と著作権料 | 90 | VI  | 3 | (3) | ①   | イ  |      | “市の要請ではなく”“市に助言を求めた上で”美術作品をホームページに公開した場合において、著作権料が発生した場合の費用負担についてご教示ください。  | 質問No.214をご参照ください。  |
| 216 | 要求水準書<br>(案) | 集客イベント業務               | 91 | VI  | 3 | (3) | ②   | ア  |      | 収入を得るための必要経費には、事業者の合理的な利益も含んで良いとの理解でよろしいでしょうか。   | 事業者の利益は必要経費に含みません。なお、必要経費を除いた5割以上を集客イベントの実施に活用することとしており、それらの残額が事業者の利益になると考えます。 |
| 217 | 要求水準書<br>(案) | その他集客に関する業務            | 92 | VI  | 3 | (3) | ②   | イ  |      | タウン情報誌等への情報提供に関する事務経費の負担とはどのようなものをご想定されているのでしょうか。  | タウン情報誌等への情報提供するための資料作り、取材対応などの事務負担を意味しています。                                    |
| 218 | 要求水準書<br>(案) | ミュージアムショップ運営業務         | 92 | VI  | 3 | (4) | ①   | ア  |      | 年度売上の一定割合を市に納付することとありますが、運営にかかる事業収支は来館者数が大きく影響してきます。運営業務が事業として成立しない(不採算)場合は、納付金額の割合について市と協議の上、変更も可能としていただけないでしょうか。 | ご意見として承ります。  |
| 219 | 要求水準書<br>(案) | 飲食施設運営業務               | 92 | VI  | 3 | (4) | ①   | ア  |      | 年度売上の一定割合を市に納付することとありますが、運営にかかる事業収支は来館者数が大きく影響してきます。運営業務が事業として成立しない(不採算)場合は、納付金額の割合について市と協議の上、変更も可能としていただけないでしょうか。 | ご意見として承ります。  |

■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル               | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容  | 回答   |
|-----|--------------|--------------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|---|--|
|     |              |                    | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |   |  |
| 220 | 要求水準書<br>(案) | 館内サービスに関する<br>業務   | 92 | VI  | 3 | (4) |     |    |      | ミュージアムショップ、飲食施設について、運営業者の不測の事態や収支計画の大きな狂い等で、テナントの入替などにより休業が発生する場合には、PFI事業者の責任において入替を行えばよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、市との協議が必要となります。                   |
| 221 | 要求水準書<br>(案) | ミュージアムショップ運<br>営業務 | 93 | VI  | 3 | (4) | ①   | ア  |      | 特別企画展の実行委員会からの販売委託料について事例があればご教示ください。   | 実行委員会が直接販売するケースが多いため実績はあまりありませんが、直近の事例では15%です。 |
| 222 | 要求水準書<br>(案) | オリジナルグッズ開発<br>業務   | 93 | VI  | 3 | (4) | ①   | イ  |      | 開発したグッズは状況(販売数・人気度等)に応じて適宜廃止等が可能との理解でよろしいでしょうか。   | 検討し、入札公告時にお示しします。                              |
| 223 | 要求水準書<br>(案) | オリジナルグッズ開発<br>業務   | 93 | VI  | 3 | (4) | ①   | イ  |      | 年間1品目以上開発することありますが、開発したグッズが好評である場合には新たな開発については状況に応じていただきたいがよろしいでしょうか。                             | 検討し、入札公告時にお示しします。                              |
| 224 | 要求水準書<br>(案) | ミュージアムショップ運<br>営業務 | 93 | VI  | 3 | (4) | ①   | イ  |      | 「少なくとも年間1品以上のオリジナルグッズを開発すること」となっていますが、製造数については事業者が任意で決定できるという理解でよろしいでしょうか。                        | 検討し、入札公告時にお示しします。                              |

■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル              | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容   | 回答   |
|-----|--------------|-------------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|--|--|
|     |              |                   | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |  |  |
| 225 | 要求水準書<br>(案) | オリジナルグッズ開発<br>業務  | 93 | VI  | 3 | (4) | ①   | イ  |      | 「オリジナルグッズを年1品目以上開発」とありますが、市で想定(イメージ)されているグッズがあればご教示ください。   | 特に想定しているものではありません。なお、近年制作したオリジナルグッズは福岡市文化芸術振興財団のホームページに掲載しております。 |
| 226 | 要求水準書<br>(案) | オリジナルグッズ開発<br>業務  | 93 | VI  | 3 | (4) | ①   | イ  |      | 事業期間中に制作したグッズは事業終了後に、市に買いとっていただけるとの理解でよろしいでしょうか。   | 買い取りは行いません。  |
| 227 | 要求水準書<br>(案) | オリジナルグッズ開発<br>業務  | 93 | VI  | 3 | (4) | ①   | イ  |      | <要求水準><br>オリジナルグッズの開発を最低年間一品以上開発することになっていますが、構想、設計、成作、販売を事業者にて行うことは、過度の事業者の負担となるので、5年に1回としていただけないでしょうか。                                      | 検討し、入札公告時にお示しします。  |
| 228 | 要求水準書<br>(案) | 飲食施設運営業務<br>○費用負担 | 94 |     |   |     |     |    |      | 「飲食施設は独立採算とし、必要な調理器具、食器、食材の調達等の全ての業務を行い、光熱水費も含んだ全ての経費を事業者が負担し運営すること。」とありますが、厨房機器(オール電化)については、福岡市様の費用負担でしょうか。その場合、福岡市様の費用負担範囲はどこまでになりますでしょうか。 | 厨房機器設置の費用は福岡市負担とします。詳細については、検討し、入札公告時にお示しします。                    |
| 229 | 要求水準書<br>(案) | 統計業務              | 95 | VI  | 3 | (5) | ①   | イ  |      | 活動の記録については、リニューアル後も年間450部の作成と考えてよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |



■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル                | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容   | 回答  |
|-----|--------------|---------------------|----|-----|---|-----|-----|----|------|--|---|
|     |              |                     | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |  |   |
| 230 | 要求水準書<br>(案) | 救護業務                | 95 | VI  | 3 | (5) | ①   | ウ  |      | 災害時の食料、飲料水等の備蓄は事業者分も含め市側の対応と考えてよろしいでしょうか。  | ご指摘の趣旨での備蓄については、現在行っておらず、また、今後市が行う予定もありません。   |
| 231 | 要求水準書<br>(案) | 救護業務                | 95 | VI  | 3 | (5) | ①   | エ  |      | AEDの調達についての記載がありませんが、AEDの調達は費用負担も含め市が行うという理解でよろしいでしょうか。                          | 入札公告時にお示しします。事業者が調達することを予定しています。  |
| 232 | 要求水準書<br>(案) | その他事業者が実施する業務       | 96 | VI  | 3 | (5) | ②   |    |      | 中高生を対象とした職場体験の受け入れ実績についてご教示ください。   | 要求水準書(案)に添付している福岡市美術館活動の記録をご参照ください。   |
| 233 | 要求水準書<br>(案) | その他事業者が実施する業務       | 96 | VI  | 3 | (5) | ②   |    |      | 自治会や商店街などの周辺地域及び大濠公園やその関係団体等との連携について現在までの実績もしくは連携の内容に関するご要望があればご教示ください。          | 現在の実績としては、地域ボランティア団体である大濠公園をよくする会への参画及び同会の実施する公園清掃への参加、地域商店街が主催するけやき通り音楽祭への協力、草ヶ江校区まちづくり協議会との連携協議があります。   |
| 234 | 要求水準書<br>(案) | 資料22(参考)<br>光熱水費の実績 |    |     |   |     |     |    |      | 光熱水費の実績について、使用量については提示いただきましたが、合わせて平成21年度から平成26年度の電気使用料、ガス使用料、水道使用料と契約内容を提示願います。 | 光熱水費の実績は検討のための参考資料として、平成21年度から平成25年度の使用量等を公表しています。リニューアル後の料金については事業者の提案する設備や契約によりますので、過去の料金や契約内容は参考資料として取り扱いません。<br>ただし、本回答の公表後から美術館運営課において閲覧は可能とします。事前連絡の上ご来館ください。 |

■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル                           | 箇所      |     |   |     |     |    |      | 内容   | 回答  |
|-----|--------------|--------------------------------|---------|-----|---|-----|-----|----|------|--|---|
|     |              |                                | 頁       | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |  |   |
| 235 | 要求水準書<br>(案) | 資料23(参考)<br>レストラン・ブックショップの売上実績 |         |     |   |     |     |    |      | 25年度は臨時休館あり、とのことですが、明確には(7/1～9/30)の3か月ということでしょうか。またこの臨時休館は館全体でしょうか。それともレストランとブックショップのみということでしょうか。  | 期間については、ご理解のとおりです。収蔵庫の工事に伴い全館休館しました。          |
| 236 | 要求水準書<br>(案) | 事業者が加入すべき保険                    | 資料<br>4 |     | 2 | (1) |     |    |      | 「自己負担額は、なし」とありますが、自己負担額(免責金額)について、事業者が常識的に負担可能なある一定の金額(例:5万円、10万円以下等)もしくは条件なしとしていただけないでしょうか。負担額をなしにすることによって、保険料つまり事業者のコストが増大してしまう可能性があります。 | 自己負担額(免責金額)について、条件をなくすこととします。該当箇所を修正します。      |
| 237 | 要求水準書<br>(案) | 資料7                            |         |     |   |     |     |    |      | 外装改修範囲図において特に特定した範囲の記載がありませんが、全面点検の上で補修が必要なところを実施することによるでしょうか。その場合に、入札時点での費用算出はどのように考えればよろしいでしょうか。   | 事業者による事前調査を行っていただき、その調査結果を基に積算をお願いします。        |
| 238 | 要求水準書<br>(案) | 資料22                           |         |     |   |     |     |    |      | 記載されている費用に関しては、消費税抜きと考えてよろしいでしょうか。   | 当該時点での消費税が含まれます。                              |
| 239 | 要求水準書<br>(案) | 資料23                           |         |     |   |     |     |    |      | 記載されている売上金額に関しては、消費税抜きと考えてよろしいでしょうか。   | カフェテラスなかむらについては当該時点での消費税が含まれますが、ブックショップは税抜です。 |

■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル  | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容   | 回答  |
|-----|--------------|---|----|-----|---|-----|-----|----|------|--|---|
|     |              |   | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |  |   |
| 240 | 要求水準書<br>(案) | 入札公告時に公表される資料   |    |     |   |     |     |    |      | 外部仕上げ表、内部仕上げ表に関しては、基本設計時のものとのことでよろしいでしょうか。<br>貴市と事業者による計画との考え方(グレード等)との齟齬を極力少なくすることが事業の円滑な推進につながると考えますので、ぜひ詳細にご公表いただくようお願いいたします。   | 基本設計を基に要求水準書作成時に再作成をしております。<br>自由提案の範囲につきましては、要求水準書等に基づいた事業者からの提案を求めますので、仕様の表記はございません。<br>資料8 外部仕上表、資料9 内部仕上表を参照ください。   |
| 241 | 要求水準書<br>(案) | 添付資料  |    |     |   |     |     |    |      | 添付資料は後日公表と理解しますが、具体的な公表時期についてご教示ください。  | 入札公告時となります。   |
| 242 | 要求水準書<br>(案) | (5)業務の範囲及びその分担<br>④特別企画展等<br>ア 特別企画展<br>○実行委員会において想定される業務 |    |     |   | (5) | ④   | ア  |      | ①前売り券の委託販売・配券はどのように実施されているのか。②関連イベント(講演会等)の計画・調整は学芸課との連携が必要と思うが、どのように実施するのか。③物販(グッズ販売)業者との調整は学芸課との連携が必要と思うが、どのように実施するのか。④印刷物の作成は学芸課との連携が必要と思うが、どのように実施するのか。⑤新聞広告以外の有料広告の費用はどちらが負担するのか。⑥損益分配が赤字の場合はどこが負担するのか。⑦報道機関等が実行委員会の事務局を担う場合とはどのような場合か。 | ①実行委員会事務局が委託契約、配券をしています。<br>②～④ご指摘のとおり、それぞれ連携して実施します。連携のやり方はその都度異なると思われ一概に言えるものではないと考えます。<br>⑤どちらがどこどこを指すのか不明ですが、特別企画展における広報費は実行委員会が負担します。<br>⑥出資者がそれぞれ負担します。<br>⑦ケースによりますので一概に言えません。 |
| 243 | 要求水準書<br>(案) | ア 特別企画展<br>イ 福岡市美術展業務                                     |    |     |   |     |     |    |      | 展覧会業務を含め美術館活動では、(市)学芸課の支援が必須であるが、事業開始後も現在と同様の(市)学芸課の支援が受けできると考えていいか。   | ご理解のとおりです。  |

■質問に対する回答

| NO  | 資料名          | タイトル  | 箇所 |     |   |     |     |    |      | 内容   | 回答  |
|-----|--------------|---|----|-----|---|-----|-----|----|------|--|---|
|     |              |   | 頁  | ローマ | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) |  |   |
| 244 | 要求水準書<br>(案) | (3) 広報・集客に関する業務<br>① 広報業務<br>ア 広報物に関する業務    |    |     |   |     |     |    |      | 総合パンフレットは、4か国語(日・英・中・韓)に対応するところがあるが、現在は外国語対応はどうなっているか。   | 現在は日・英のみ作成しています。  |
| 245 | 要求水準書<br>(案) | (3) 広報・集客に関する業務<br>① 広報業務<br>イ ホームページに関する業務 |    |     |   |     |     |    |      | ①現在のホームページをリニューアルする必要があるか。②不正アクセス、ウィルスの最新対策のため、サーバーを変えることは可能か。③英語対応は、展覧会ごとに全て対応する必要があるのか、それとも外国人が訪問するための必須事項を英語対応にするなどの部分対応可能か。④現在のホームページはユニバーサルデザイン対応になっているか。 | ①必要があります。<br>②可能です。<br>③美術館の基本情報については対応してください。展覧会情報等については、市から提供する原稿を掲載してください。<br>④十分に対応できていません。 |
| 246 | 要求水準書<br>(案) | (5) その他運営に関する業務<br>① 館内庶務<br>イ 統計業務         |    |     |   |     |     |    |      | 年間の美術館事業を取りまとめた「活動の記録」の作成は学芸課の展覧会活動の内容が中心となるが、学芸課の資料と統計資料をあわせ編集する業務のイメージか。   | ご理解のとおりです。  |
| 247 | 要求水準書<br>(案) | イ その他集客に関する業務                               |    |     |   |     |     |    |      | ①メンバーズクラブ等会員制度はあるか。その業務内容は。②団体客勧誘に際し、学芸課の簡単な解説を求められることがあるが、対応可能か。  | ①福岡市文化芸術振興財団の「わの会」があります。館独自のものはありません。<br>②可能な限り対応しますが、都度協議になると考えます。                             |

<留意事項>

- ・各項目の記載については、事業者から提出された記載内容を尊重していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正している場合があります。
- ・質問及び意見への回答は、現時点での市の考え方を示したものであり、今後、内容の見直し等を行う場合があります。最終的な内容は入札説明書等においてお示しします。